

平成25年（2013年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成25年3月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年3月5日（火）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	山岡 哲也
会計管理者	平谷 卓也	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利 弘	危機管理課長	五味 啓
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部 峰穂
住民課長	世古雅 則	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多 実博	建設課長	上村 康二
水道課長補佐	上ノ坊健 二	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	大和秀 昭	教 育 長	安部 正美
学校教育課長	玉津武 幸	生涯学習課長	松島 保秀
監査委員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉 希	書 記	脇 俊 明
書 記	上野隆 志	書 記	玉本真 也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1番 奥村 仁                                 2番 東 貴雄

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から、業務による出張にのため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

**北村博司議長**

それでは、ただいまから、平成25年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、1月、2月の町行事への参加及び議員活動、大変ご苦労様でございました。新庁舎において、初めての定例会でございます。本日から3月22日までの長期にわたりますが、健康には十分留意されまして、慎重審議をお願いいたしたいと思っております。

また、町長以下執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきまして、本日予定どおり、予算を提案していただき、大変ご苦労様でございました。今定例会は、新年度予算、補正予算など、それに加えまして、町長の施政方針並びに一般質問など、多岐にわたる事件を審議、質問を行う重要な定例会でもございます。議員、執行部の皆様方の議事進行には格別のご協力をお願い申し上げます。定例会開会のご挨拶とさせていただきます。

**北村博司議長**

次に、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読いたさせます。

谷議会事務局長。

**谷吉希議会事務局長**

おはようございます。

それでは、まず会期日程表から朗読させていただきます。

平成25年3月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、3月5日、火曜日、午前9時30分から本会議、開会、町政の一般説明、人事案件の上程、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明。一般質問の受付開始は、本日の午前8時30分からでございます。

第2日、3月6日、水曜日、9時30分から本会議、各議案の質疑、委員会付託で、この日、一般質問の締め切りが午後1時までとなっております。

第3日、3月7日、木曜日、委員会開催のため休会でございます。

第4日、3月8日、金曜日は、中学校の卒業式がございますので休会といたします。

第5日、3月9日、土曜日、第6日、3月10日、日曜日は、休日のため休会でございます。

第7日、3月11日、月曜日、第8日、3月12日、火曜日は、委員会開催のため休会とさせていただきます。

第9日、3月13日、水曜日は、委員会予備日のため休会とし、第10日、3月14日、木曜日は口頭弁論のため休会とさせていただきます。

第11日、3月15日、金曜日、9時30分から本会議、一般質問とさせていただきます。

第12日、3月16日、土曜日、第13日、3月17日、日曜日は休日のため休会でございます。

第14日、3月18日、月曜日は9時30分から本会議、一般質問でございます。

第15日、3月19日、火曜日は、小学校の卒業式のため休会といたします。

第16日、3月20日、水曜日は休日のため休会とさせていただきます。

第17日、3月21日、木曜日は9時30分から本会議とし、一般質問でございます。

第18日、3月22日、金曜日は、9時30分から本会議とし、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決が行われ閉会となっております。

#### 谷吉希議会事務局長

続きまして、議事日程表を朗読させていただきます。

平成25年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年3月5日（火曜日）9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 町政の一般説明

第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 第7 議案第2号 紀北町小松原住宅条例
- 第8 議案第3号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例
- 第9 議案第4号 紀北町準用河川にかかる河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 第10 議案第5号 紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例
- 第11 議案第6号 紀北町東長島スポーツ公園条例
- 第12 議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第8号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第9号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第10号 紀北町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第12号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第13号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第14号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第15号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第16号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第17号 紀北町道の路線認定について
- 第23 議案第18号 紀北町道の路線変更について
- 第24 議案第19号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について
- 第25 議案第20号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議について
- 第26 議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）
- 第27 議案第22号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第28 議案第23号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第24号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第25号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算
- 第32 議案第27号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第33 議案第28号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

第34 議案第29号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

第35 議案第30号 平成25年度紀北町水道事業会計予算

第36 議案第31号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

第37 請願案件

以上となっております。よろしく申し上げます。

**北村博司議長**

これより本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1

**北村博司議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1 番 奥村 仁君

2 番 東 貴雄君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

**北村博司議長**

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3 月 5 日から 3 月 22 日までの 18 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月5日から3月22日までの18日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3

#### 北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月24日に議会運営委員会が開催されました。3月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案され、受理した案件は、諮問が1件、議案については、第2号から第31号までの合計30件となっております。

また、請願・陳情案件2件を受理しており、所管の委員会に付託することの確認をいただいております。

次に、3月定例会における一般質問通告書の受け付けは、本日、午前8時30分から午後5時までと、第2日、明日ですが、3月6日、水曜日、午前8時30分から午後1時までとなります。

質問の趣旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しないこともあります。厳格にチェックさせていただきますので、ご注意をお願いいたします。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

三重紀北消防組合議会は、3月26日、火曜日、午前10時から開催し、紀北広域連合議会は、午後1時30分から開催いたします。

東紀州農業共済事務組合議会は、3月27日、水曜日、午前10時からの開催。

荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月29日、金曜日、午前10時からの開催の予定でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。また、橋倉水道課長に代わりまして、上ノ坊水道課長補佐が出席することを許可いたしております。

次に、定例会中の行事でございます。3月8日、金曜日は中学校の卒業式でございます。同14日、木曜日は公金差止めの口頭弁論でございます。また、3月19日、火曜日は小学校の卒業

式となっております。その他、幼稚園の卒園式も含めた学校教育関係の一覧表を、各議員の棚に配付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 北村博司議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することいたします。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず1件目は、野々瀬地区岩石採取に伴う、公正債権等査定申立の決定についてであります。平成24年7月9日に、大阪地方裁判所第6民事部に提出しておりました、公正債権査定申立書につきまして、平成25年2月28日付けで決定が届きました。決定の内容といたしましては、野々瀬土砂採石跡地の緑地公園としての整備、緑地公園施設等の紀北町への寄付採納、協定書、協議書記載の債権につきましては、いずれも査定結果は無しでございました。また、維持管理費につきましても、査定結果が0円との決定が届きましたので、ご報告を申し上げます。今後、決定への対応につきましては、議員の皆様のご意見をお聞きしながら、対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、副町長の人事についてであります。先般、三重県から人事異動に伴う副町長の帰還要請があり、山岡副町長から本年3月31日をもって退職したい旨の申し出がありました。山岡副町長におかれましては、紀北町が元気で希望の持てる町であり続けることができるよう、国や県への働きかけも含め、紀北町が抱えるさまざまな課題に、一つひとつ取り組んでいただきました。現在も、総合計画、後期基本計画、重点プロジェクトのリーダーとして、着実な取り組みを進めていただいているところでございます。私といたしましても、副町長のような優秀



な人材を手放さなければならないことは、誠に残念でありませんが、約2年半前に三重県にご無理を申し上げ、紀北町の副町長に就任していただいたこともありまして、やむを得ないことと考えております。

つきましては、現在、後任の副町長を引き続き、三重県から派遣していただきたいと要望しているところでありまして、三重県の人事異動の発表が、今しばらくかかることから、本定例会の最終日に、選任同意の議案を提出させていただきたいと考えておりますので、全会一致でご承認くださりますようお願いを申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、3月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

#### 北村博司議長

以上で、行政報告を終わります。

---

### 日程第5

#### 北村博司議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、平成25年度当初予算案及び諸議案を提案し、ご審議いただくにあたりまして、私の町政に対する所信の一端と予算案の概要を申し述べさせていただきます。

私は、町長就任以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢のもと、現場を重視し、住民の皆様との協働によるまちづくりに取り組んでまいりました。引き続き、紀北町の抱える課題を一つひとつ着実に解決し、まちづくりを進めていく所存ですので、議員の皆様並びに町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

自民党と公明党による連立政権によって、10兆円規模の「日本経済再生に向けた、緊急経済対策」が進められつつございます。町といたしましても、「地域の元気臨時交付金」を活用した公共投資に取り組むなど、国の対策を活用した取り組みに対応していきます。また、地方公務員の給与削減などを理由に、地方交付税の総額は17.1兆円と、6年ぶりに前年度を下回ることとなりました。

地方交付税は、国から交付されますが、地方の固有財源であり、今後の国の対応を注視していく必要があると考えるところでございます。一方、三重県におきましては、平成25年10月の式年遷宮、平成26年7月の熊野古道世界遺産登録10周年に向けた、情報発信や東海・東南海・南海の3連動地震対策が積極的に進められつつあるところでありまして、市町や地域の実情を踏まえた県政の展開に期待をしているところでございます。

平成25年は、紀北町にとって大きな節目にあたる年でございます。

1月4日に、紀北町本庁舎が海山区相賀から紀伊長島区東長島に移転をいたしました。さらに、3月24日には、念願であった紀勢自動車道の紀勢大内山インターチェンジから紀伊長島インターチェンジ間が、平成25年度内には海山インターチェンジまでが開通する予定です。これによりまして、両区の時間距離が大幅に短縮することとなりますので、より一層の紀北町の一体感の醸成に努め、バランスのとれた地域振興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

紀勢自動車道の延伸は、京阪神地域や東海地域からの来訪者の拡大が期待される一方、紀北町が素通りされ、交流人口の減少が懸念されることから、これまで以上に、目的地や立ち寄り地になるような取り組みを進めていきたいと考えております。さらに、5月18日には、例年、皇太子殿下が参列される「みどりの愛護」のつどいが紀伊長島区の城ノ浜地区で開催されることから、町をあげて受け入れ体制を整えて開催を歓迎し、町の魅力を全国へ発信していきたいと考えているところでございます。

平成25年度は、昨年度にスタートした後期基本計画の3つ重点プロジェクトの目標達成に向けまして、総合的、効果的な取り組みをさらに一層強化してまいります。

「犠牲者「0」をめざす、減災のまちプロジェクト」については、町内46の自主防災会からいただいた要望を真摯に受け止め、避難路整備や避難場所、防災倉庫の設置など、町民の皆様の自主的な取り組みと連携しながら取り組んでまいりました。平成25年度中に、これらの要望に対応するとともに、災害時要援護者への支援体制づくりや、バックアップオフィスなどの防災拠点施設整備について、調査検討を進めてまいります。

また、銚子川、赤羽川などにおける堆積土砂の撤去、異常な豪雨に対応する集中的な排水機場の改修を進めるとともに、中長期的な整備方向の検討に着手をいたします。

「交流人口「200万人」をめざす、にぎわいのまちプロジェクト」につきましては、組織体制を強化するとともに、新たな事業に積極的にチャレンジしていきたいと考えております。

まず、四季折々の自然や食の魅力、世界遺産熊野古道、夏の三大イベントなどの紀北町の観

光資源を新たに県が整備する首都圏営業本部の活用を含め、積極的に発信するとともに、きほくラブめし決定戦と連動した新たな食の魅力づくりや、地元の物産の掘り起こしに積極的に取り組み、通年型で地域としっかり結びついた観光商工振興を推進いたします。

また、紀勢自動車道の三浦地内の休憩施設に整備する予定の地域振興施設については、紀勢自動車道の利用者の立ち寄りを増やし、紀北町の物産や食・自然・イベント等の情報を発信することで、自動車道から町内各地へと誘導する最前線基地として、実施設計に着手し、平成26年度内の完成をめざしてまいります。

熊野古道につきましては、利用者の立場に立った観光案内板を町内の5つの峠に設置し、峠ごとのマップを作成いたします。また、道の駅海山に熊野古道の情報コーナーを設けるとともに、古道を守る会や語り部の皆様と連携して、古道の安全確保や景観形成、もてなしの向上に取り組んでまいります。

銚子川の魅力アップについては、流域マップによる情報発信とともに、銚子川の四季とゆらゆら帯などをまとめた映像作品づくりや、フォトコンテストの実施、ボトルウォーターの販売など、流域の自然を生かした取り組みを進めます。また、財団法人イオン環境財団の協力を得ながら、紅葉、桜の名所づくりを進め、キャンプinn海山の平尾コテージへの風呂の整備を完了させることによりまして、オフシーズンにおける利用者拡大を図るなど、通年型の観光地化を進めてまいります。

スポーツ交流につきましては、4月に新庁舎前の東長島スポーツ公園のグラウンド、5月に大白公園の多目的グラウンドがオープンいたします。これを機に、町内の4つのグラウンドと4つの屋内体育館施設等の情報をまとめたPR用のパンフレットを作成するとともに、豊かな自然や観光資源、食の魅力といった紀北町の強みを生かしながら、スポーツ合宿の誘致を積極的に進めてまいります。

「健康寿命「5歳」延長をめざす、生涯元気なまちプロジェクト」につきましては、健康寿命を延ばすために、健康ウォーキング、グラウンドゴルフや活活体操のすそ野を広げ、定着に取り組んでまいります。

特に健康ウォーキングにつきましては、従来の8コースにつきまして加え、町民の皆様の熊野古道への親しみを増すこともあわせ、熊野古道でのウォーキングも実施いたします。

また、特定健康診断の無料実施の継続や特定保健指導の実施率向上に努めるとともに、腎臓機能障害、糖尿病予防の個別指導や健康教育を充実してまいります。また、新たに採用する管理栄養士による食生活の改善や栄養指導を積極的に図っていくことといたしております。

このような中、平成25年度の当初予算は、近畿自動車道紀勢線の紀北町への延伸という新しい時代への幕開けの年として、様々な社会情勢をしっかりと捉えながら、厳しい財政状況の中ではありますが、積極的に町民の皆様のニーズに応えていくことを基本として、次のとおり編成をいたしました。

平成25年度一般会計総額は、89億655万9,000円となり、前年度と比較して12億1,862万9,000円の減額で12.0%の減となりました。これは本庁舎移転事業や紀北中学校改築事業等、大型事業の減によるものですが、平成25年度においても子育て支援や予防接種事業の充実、町外との交流を視野に入れたスポーツ施設の整備、町内の商工業者を支援する施策、住民に身近な生活環境の整備などを積極的に取り入れたものでありまして、国・県補助金や合併特例債等の有利な起債、財政調整基金等からの繰入により対応してまいります。

それでは、紀北町第1次総合計画の基本に基づきまして、主な施策の概要についてを申し上げます。

基本目標の「自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」につきましては、引き続き、最重要課題の1つとして位置づけ、町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

一昨年の中日本大震災発生以来、「より早く、より高く」を合言葉に、各自主防災会からの要望につきまして、積極的に津波避難路等の整備に取り組んでおりまして、平成23年度要望につきましては、平成25年度中の完成をめざし、鋭意進めてまいります。

さらに、飲料水・食糧等の災害用備蓄品の充実を図るとともに、浸水を想定した高台への一時避難用テント等の備蓄、自主防災倉庫の新設のほか、夜間停電時の避難者の安全確保のため、ソーラー街灯の増設を進めてまいります。

そのほか、共助の要となる自主防災会のより一層の活性化を図るために、地域の自主的な避難路整備等の取り組みに対し、前年度に引き続き、助成を行い、自主防災会の活動を支援いたします。

さらに、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、昨年度から本町の防災アドバイザーに就任いただいております三重大学の川口淳准教授に、本年度は自主防災会等の様々な災害を想定した防災訓練のほか、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなど、防災・減災の教育訓練などを通して、ご指導・ご提言をいただき、町全体の防災力強化に努めてまいります。

また、役場本庁舎及び海山総合支所等が、大地震及び大津波等により、使用不能となった場

合を想定しまして、専門家のアドバイスや先進地調査などを踏まえ、防災拠点等整備の方向性の確立を図ってまいりたいと思っております。

次に、環境保全対策では、平成24年度、25年度の2カ年にわたる一般廃棄物施設ストックヤード建設事業として、紀北町環境衛生センター旧焼却炉を解体した後、同地に資源ごみストックヤードの整備を行い、各家庭から排出される、新聞紙、雑誌、牛乳パック、アルミ缶及びスチール缶等の一時保管・適正処理を行い、リサイクルを進めてまいります。さらに、ごみ減量に関する啓発活動といたしまして、イベントへの参加、研修・講座の実施、緑のカーテンの啓発、資源ごみステーションの設置、ペットボトルキャップの再資源化などを実施していくなかで、ごみの減量化をめざすリデュース、繰り返し物を使うリユース、資源として再利用するリサイクルを推進し、資源循環型社会の構築に努めてまいります。

また、生活排水対策では、合併処理浄化槽の普及・促進に努め、設置に対して引き続き支援するとともに、環境保全のための水質調査、大気環境調査及び廃棄物の不法投棄防止のための看板設置や環境パトロールの強化などを行ってまいります。

漁港海岸保全施設整備では、三浦漁港海岸で堤防本体工事、古戸川水門工事を着工し、矢口漁港海岸では、今後、堤防本体工事に着手する予定で事業を進めております。

鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地につきましては、国、県、町の3者協議により対策が進められ、三重県による谷止工1基が、本年2月に完成し、これに続きまして、国による谷止工2基が着工となりました。さらに三重県による谷止工も計画されておまして、引き続き切れ目のない対策を進めていくこととなっております。

港湾・海岸整備では、長島港の江ノ浦大橋耐震化事業に向けた詳細設計と呼崎名倉地区の防潮堤の老朽化対策、また、樋門扉の自動化につきましては、長島港陸閘では、昨年引き続き工事が実施されます。

引本港では、高浜海岸の浸食や船津川・銚子川の河口閉塞について、関係機関に対応を求めてまいります。

防災対策では、土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害警戒区域等を指定するため、平成22年度から3カ年にわたり実施してきた基礎調査の結果をもとに、地区において住民説明を実施してまいります。

河川対策では、県の河川事業といたしまして、海山区では内頭川の樋門改修、船津川の堤防改修事業によりまして、相賀赤松地区において道路嵩上げの事業、紀伊長島区の赤羽川では、河床掘削工事が実施されます。町管理河川の整備は、紀伊長島区では、「普通河川古戸川」の

整備が完了し、海山区では、引き続き「準用河川小松原谷川」と「準用河川清水川」の改修工事を実施いたします。

土石流対策の施設整備では、海山区の「矢口浦・白越谷川」、紀伊長島区の「海野・楠木谷川」の砂防堰堤工事が継続して実施されます。

急傾斜地崩壊対策では、海山区では、新たに「島勝浦・避難階段」の整備、紀伊長島区では「松本、新町地区」において対策工事が継続して実施されます。

県の道路事業では、「矢口浦上里線」及び「長島港古里線」の整備が引き続き実施されるほか、新たに「国道422号十須地区の道路拡幅工事」が実施されます。

町の道路事業では、住民生活に密着した道路の改良や舗装など、必要性や優先度を踏まえつつ整備を進めます。海山区では引き続き「矢口里4号線」の道路整備を行うとともに、新たに「船津1号線」、「汐見1号線」などの道路整備や「本地汐ノ津呂線」などの舗装事業を行います。紀伊長島区では、新たに、「船付線」、「小山3号線」などの道路整備や、「松本本町線」などの舗装工事を行います。

5月18日には、緑を育てる国民運動の積極推進を目的に、全国の公園緑地の愛護団体や河川、道路のみどりの保護育成団体など約800人の参加によりまして「みどりの愛護」のつどいが、当町の熊野灘臨海公園で開催される予定でございます。

町といたしましても当町の魅力を全国に発信する絶好の機会となることから町民の皆様にもご協力をいただきまして、全力を挙げて取り組んでいかなければならないと考えております。

水道事業では、人口減少による水道事業収益の減少による経営の悪化や老朽化した施設の更新、また近い将来、発生が危惧される大地震対策といたしまして、施設の耐震化などの問題に直面をいたしております。このことから、平成23年度に紀北町水道基本計画を策定し、本町の水道事業の現状の把握・分析を行いまして、総合的に問題点を明らかにするとともに課題の抽出を行ったところでございます。平成24年度は、これらの課題を抜本的に解決するために、管路更新の検討を行ったところでありまして、このことを踏まえ、平成25年度事業は漏水等で特に問題の多い、緊急性の高い箇所における水道工事の設計や布設替え工事を行ってまいります。

また、約46年ぶりの地方公営企業法の改正を受けまして、平成26年度には全面移行される新地方公営企業会計制度に対応するためのシステム等を整備いたします。今後も水道事業の実施につきましても、計画的に施設整備を進めるとともに、長期的な収支バランスの見通しを立て、経営基盤の強化に努めてまいります。

次に、「互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」についてであります。

子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育ての孤立化や、育児不安などの問題が生じているなか、少子化対策といたしまして「安心して子どもを生み、健やかに育むまちづくり」の基本理念のもと、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進してまいります。

このため、地域における子育て支援といたしまして、保育所、子育て支援センターはもとより、平成22年度から、町内2箇所に設置されました放課後児童クラブなど子育ての福祉サービスに対する支援を引き続き実施をしております。また、子ども医療費の無料化につきましては、平成22年度から、入院に限り対象年齢を小学校6年生まで拡大し、昨年9月から入院だけではなく、通院についても無料化を行っておりますが、さらに本年9月から中学生の入院についても無料化を実施し、医療費負担の軽減を図ることで子育て支援の充実に努めてまいります。

高齢者対策では、高齢者の安全や見守り等に資する事業といたしまして、緊急通報装置の設置事業、配食サービス事業、緊急医療情報キットの配布・更新などを継続することで、安全対策を実施いたします。さらに、「地域介護予防活動支援事業」による健康保持への活動や、民生委員や地域包括支援センター等の協力を得まして、「地域での見守り活動」の推進を図ります。また、介護基盤整備対策といたしまして、新たに民間が実施する地域密着型の小規模多機能型居宅介護施設1箇所の整備に対する助成も実施をいたします。

障がい者福祉施策では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練等給付事業等をはじめ、じん臓機能障害による人工透析など、通院に要する経済的負担を軽減するための助成についても、引き続き実施をいたします。また、紀北広域連合の障害者支援施設整備計画に基づく紀北作業所の増改修につきましては、平成25年度から工事設計に着手し、平成26年度の完成をめざすとともに、ゆめ向井工房や分場瑠璃ヶ浜の整備計画についても、積極的に進めてまいります。

次に、町民の皆さまの健康づくり事業につきましては、平成21年度に立ち上げた「紀北町民ウォーキングの会」を中心として、さらなる会員登録を促すとともに、平成23年度からは毎月第3日曜日をウォーキングの日と定め、ウォーキングの推進に努めてまいっております。今後も健康運動指導士などの指導のもと開催するとともに、参加された方々が、日頃からそれぞれの地域でウォーキングをしていただけるよう、定着してまいりたいと思っております。また、紀北町オリジナル健康体操の「きほく活活体操」も、ウォーキング教室に取り入れておまして、平成24年10月から行政放送で放映するなど、いろいろな機会をとらえて周知・活用を図り、より多くの住民が健康づくりに取り組んでもらえるよう働きかけてまいります。

予防接種・がん検診事業につきましても、引き続き力を入れていきます。予防接種事業では従来の接種事業に加えまして、平成25年度から新たにおたふくかぜ、水痘、ロタウイルスワクチン接種の一部助成も実施いたします。また、各種がん検診事業では、子宮がん検診、乳がん検診の毎年受診、「働く世代への大腸がん検診推進事業」や、「女性特有のがん検診事業」につきましても、休日実施を引き続き実施するなど、受診率の向上に努めてまいります。

国民健康保険事業では、医療費適正化対策といたしまして、昨年度に引き続き脳ドック検診を実施するとともに、特定健康診査の受診料を無料にして、受診率の向上を図り、病気の予防はもとより、病気の早期発見・早期治療に努めます。

さらに、本年度から特定保健指導に加えまして、重症化すると医療費高騰の原因となっている人工透析に移行してしまう危険性が高い、糖尿病やじん臓機能障害の方たちを特定健康審査の結果やレセプトなどからリストアップし、その方たちに焦点をあて、重症化予防に向けた生活習慣の改善のために、予防啓発用のパンフレットやじん臓模型等を使用して個別保健指導・相談の充実を図ってまいります。

また、東紀州地域の自殺率が高いという現状をふまえ、引き続き防止のための啓発事業を実施いたします。

次に、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」についてであります。紀勢自動車道が開通すると、これまでの国道42号通行者の多くが、高速道路に移行してしまい、町中の通行量が減少すると考えられます。町内の既存商店への影響が大きく、町全体の活力が低下してしまうことが懸念されます。そこで、高速道路通行者を単なる通過者にするのではなく、町内に引き止め、町全体として物産振興を図ったり、他市町との競争力を保持したりする場が必要不可欠であり、高速道路上に地域振興施設を創造することは、極めて有効であります。

紀勢自動車道地域振興施設は、紀勢自動車道の開通により、本町が単なる通過点となってしまうことを防ぐため、本町のPRと地域の活性化を目的に、三浦地内休憩施設に計画する施設でございます。そのため、本施設は物産振興機能及び情報発信機能を有するとともに、発生が危惧される東南海地震等の巨大地震に対応する防災機能を併せ持つ施設といたします。

まず、物産振興機能といたしましては、商業の振興、道路利用者の利便性の向上を目的に、物産の販売・物産のPR・街中への誘客・飲食の提供などを行います。次に、情報発信機能といたしましては、交流人口「200万人」のにぎわいのまちづくりの推進・道路利用者への観光情報等の提供を目的に、自然・歴史・文化・観光・物産を紹介し、街中への誘客を図り、紀北町の観光情報を発信いたします。また、防災機能といたしましては、南海トラフ巨大地震



の発生が懸念される中、標高26mという高さと高速道路上という立地条件を生かしまして、大規模災害発生時に対応可能な防災施設を整備することにより、災害に強いまちづくりに寄与する、災害支援者への便益提供・犠牲者「0」をめざす減災のまちづくりを推進することを目的に、災害対策本部のバックアップオフィス、備蓄倉庫の設置等を行い大規模災害発生時の防災拠点となる施設づくりを行います。

農業振興施策では、県営中山間地域総合整備事業を中心に農用地内を対象に、農業生産基盤といたしまして農業用水路や揚水機の改修を行うとともに、安定的な利水ができるよう施設の維持管理に努めるほか、土地改良施設維持管理適正化事業・農地防災事業・一般土地改良事業等により、農業施設の維持管理に努めてまいります。

また、農地制度を実施円滑化事業によりまして、生産農家における農地の利用状況、耕作状況を把握するとともに、人・農地プラン事業によりまして、新規就農者への支援、農地集積への支援を進めてまいります。

有害鳥獣対策では、猟友会と連携を図り、増加の傾向にあるサル・イノシシ・シカ等の獣害被害に対し適切な駆除に努めます。また、獣害防止用のために設置する電気柵等の資材費用の助成や、国の制度を活用した大規模柵の設置について、今後も自治会や関係団体等と密接に連携しつつ、鳥獣害防止総合対策事業を推進し被害の軽減に努めます。

林業振興施策では、林道安全対策管理助成事業・森林整備地域活動支援交付金事業・森林環境創造事業・造林事業などによりまして、適正な森林の管理を促進し、持続的な生産のための「生産林」とCO<sub>2</sub>の吸収による地球環境の保全など、森林の有する多面的機能を重視した「環境林」の公益的機能の向上を図ってまいります。

さらに、県の制度を活用し野生鳥獣の生息地となっていた森林を再生することにより、野生鳥獣の出現の減少を図ることを目的に、森林再生による森林鳥獣の生息環境創出事業に取り組んでまいります。

また、低酸素社会の実現を目的に、生産林を保有する自治体が協力して国産材の活用を進める協定を、平成23年4月に、東京都港区と提携しているところであり、引き続いて、町産材が港区で情報発信され活用されることで、林業の活性化につながるよう努めるとともに、地域産材の利用拡大を図るため、地域産材を使用して住宅を建設された方に、紀北町木造住宅建築促進事業補助制度によりまして助成し、さらなる林業振興と地域経済の活性化に努めてまいります。

水産業振興施策では、種苗の放流や藻場等の調査、漁業近代化利子補給事業、漁協合併に伴

う支援、外国人漁業研修生受入対策事業、漁業担い手対策事業、漁港の維持管理事業などを実施し、漁業生産基盤の整備及び水産資源の増殖に努めることにより、水産業の振興を図ってまいります。また、三重外湾漁業協同組合をはじめ水産関係団体などと連携いたしまして、昨年9月に設立されました長島地区産地協議会によりまして、町水産業施策を検討し、漁業、水産業の活性化に努めてまいります。

商工振興施策では、これまで以上に、紀北町商工会との連携を強化し、商工業振興にむけ、引き続き中小企業指導育成事業による支援を行ってまいります。また、恒例となっている「年末いきながしま港市」への支援、一次産品を含めた町内産品などのブランド化と、町内外へのPRを進め、地場産業の育成を図ってまいります。

また、小規模事業者の皆様のご経営の安定と発展のため、本年度から新たに、株式会社日本政策金融公庫の実施する、小規模事業者経営改善資金への利子補給を行います。

昨年末の政権交代により、期待感から景気は上向きの状況にあり、全国的な雇用情勢も上向いているところでございます。国においては予備費を活用した緊急雇用創出臨時交付金事業を引き続き実施することと、その動きをさらに力強いものにする事といたしております。当町におきましても、緊急雇用創出臨時交付金事業を引き続き実施いたしまして、昨年を上回る18名の雇用を創出するなど雇用情勢の改善に努めてまいります。

観光振興施策では、紀勢道紀伊長島インターチェンジの開通により、都市部からの時間距離が短縮されることから、観光客の増加が期待されているところでございます。本年10月には伊勢神宮の遷宮が、来年7月には熊野古道が世界遺産登録10周年の記念すべき年となります。こうした追い風を活かしまして、目的地として、また立ち寄ってもらえるよう、紀北町の魅力を発信することが必要となります。

これまで紀北町観光協会に委託して実施してまいりました観光振興PR活動事業、第3回、きほくラブめし決定戦の開催、この秋に予定されている紀伊長島インターチェンジと海山インターチェンジの開通を記念したキャンペーン事業に加え、若い目、よその目から見た、紀北町の魅力を発見し、発信していくためにインターンシップ生による、きほくの魅力発掘事業を実施するとともに、町内在住の漫画家をお願いをいたしまして、漫画を活用した情報発信を行ってまいりたいと考えております。

また、メディアを活用した町のPR活動といたしまして、昨年からは実施しているFMラジオ番組に加えまして、三重TVによる紀北町PR番組放送を実施し、さらなるPR効果の向上に努めてまいります。

本年度から進めているスポーツ交流の推進につきましては、生涯学習課と商工観光課が連携いたしまして、平成25年度はパンフレットの作成に加え、受付事務の一元化、営業活動の実施など具体的な誘致に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

三重県は、本年夏ごろのオープンをめざして、東京都中央区日本橋の仮称千疋屋日本橋ビルに首都圏営業本部を設置することといたしております。紀北町におきましても、この施設を活用して、県内の各市町とも連携しながら、三重県・紀北町のPR活動などを実施し、首都圏での観光や物産の販路拡大につなげていきたいと考えております。

また、昨年度加入した「三重の観光営業拠点運営協議会」に引き続き加入し、熊野古道世界遺産登録10周年に向けた旅行商品や、自家用車での来訪に対応した収穫体験と昼食、スイーツなどのチケットを組み合わせた旅行商品、宿泊プランなど幅広い旅行商品の造成に取り組んでいきたいと考えております。

次に、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」についてでございます。

学校教育では、基礎学力の充実と個性の伸長を図りながら、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりの推進や、子どもたちにとって安全・安心な学校施設の整備等、また、交通安全、通園通学路の安全確保の推進、いじめや体罰のない安全で安心して学べる環境づくりのため、総合的な教育環境の向上をめざします。

懸案でありました学校施設の耐震化につきましては、「紀北町学校施設耐震整備計画」に基づき、順次進めてまいりましたが、昨年6月末に紀北中学校が完成したことにより、すべての学校施設の耐震化が完了いたしました。

今後は、構造部材以外の箇所の安全点検等を実施し、必要に応じて改修を進めていきます。

また、各幼稚園・小・中学校の老朽化が進んでいる施設につきましては、適切な施設の修繕整備を実施するとともに、すべての児童・生徒それぞれに個人の尊厳が重んじられ、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に学び、互いに尊重しあう感性を育むために同じ教室で教育を受けることができるよう、介助教員の増員、配置を引き続き行うことなど総合的な環境整備に努めます。

生涯学習では、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなど多くの団体に利用いただいている海山グラウンドは、水はけが悪く雨天後の使用が長い間制限されている状況や、数が少ない上、男女共用となっているトイレの状況を改善するため、暗渠排水設置とトイレ改修などの整備を実施いたします。

また、本庁舎に隣接している東長島スポーツ公園は、グラウンド、体育館及び武道館の改修

が進められているところでございます。さらに、県営・熊野灘臨海公園事業の大白公園の多目的広場も整備が進んでおりまして、5月中には供用開始される予定となっております。

このように、スポーツ施設の整備充実を図りながら、他市町村とのスポーツ交流や各種競技大会等の誘致を積極的に進めていきたいと考えておりまして、平成25年度におきましては、高校生等のスポーツ合宿等を誘致するため、スポーツ施設、宿泊施設及び観光資源等を1冊に集約したパンフレットを作成してまいります。

また、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、本町の「ツヅラト峠道」「荷坂峠道」「三浦峠道」「始神峠道」「馬越峠道」には、毎年多くの方が訪れておりますが、平成26年には世界遺産登録10周年を迎えることから、町民の皆様にも熊野古道の素晴らしさを再認識していただくため、古道ウォーキングを開催いたします。さらに、熊野古道の景観保全活動に努めていただいている団体に対しまして補助金を交付し、修繕のための原材料を提供するなど、今後も引き続き世界遺産熊野古道の景観等の保全に努めてまいります。

次に、「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」についてでございます。

国が示した平成25年度の地方財政対策におきましては、国家公務員の給与削減を地方にも求め財源を確保するなど、国と地方を取り巻く厳しい財政状況の中、かつてなかったような方針を打ち出しているほか、消費増税に向け国民の理解を得るためには、地方においても不断の行政改革を通じ歳出抑制に強力に取り組んでいくことを求めるなど、今後の地方財政への影響を注視していかなければなりません。

町財政は、平成24年度末の基金残高見込みが約50億3,000万円、起債残高は約125億6,000万円と改善傾向にはありますが、本町におきましては、合併後の普通交付税の算定替えによる加算が合併10年後の平成28年度から段階的に引き下げられていくことから、それに備えた財政運営をしていく必要があります。

事務事業の見直し等、徹底した行政経費の節減を図り、充実した基金と起債の計画的な借入など、引き続いて行財政改革を推進し財政の健全化に努めてまいります。

最後に、産廃訴訟に係る「損害賠償等請求事件」についてでございます。

本件は、紀北町にとりまして、一刻も早く解決しなければならない最重要課題の1つであると認識をいたしております。

平成20年1月17日に原告より国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を津地方裁判所に提起されてから5年もの歳月が経過し、本年7月11日には判決が言い渡されます。

これまで、訴訟代理人である弁護士の方々とも十分協議を重ねて、町の正当性を書面等で訴

え、勝訴に向け最善を尽くしてまいりました。

平成25年度におきましても、弁護士等との協議のもと、直ちに判決内容に対応できるよう努め、これまで同様、気を緩めず、勝訴に向け全力で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づき、主な施策について申し上げました。

これまで3年間、学校耐震化、津波浸水対策、紀勢自動車道延伸への対応、観光振興、健康づくり、庁舎移転など直面する課題に真摯に取り組んでまいりましたが、このほかにも多くの課題があるところでございます。

将来を見据え、課題を先送りすることなく、私はもとより副町長、教育長及び全職員が一丸となりまして、より一層、町政の運営に邁進していく所存でございます。

まもなく待望の近畿自動車道が紀北町まで延伸されますが、この重要な時期に町政を担うものといたしまして責任を強く自覚しながら、紀北町が明るく元気で希望の持てるまちであり続けるよう、着実かつ積極的に町民の皆様の声を反映した様々な施策を展開してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私の所信の表明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

#### **北村博司議長**

町長、これは不適切や。皇室用語は、ご臨席を賜ると表現せないかん。

#### **尾上壽一町長**

申し訳ございません。先ほど、みどりの愛護のところ、不適切な言葉がございましたので、訂正させていただきます。

さらに、5月18日は、例年、皇太子殿下がご臨席される「みどりの愛護」のつどいが、と訂正をお願いいたします。

---

#### **北村博司議長**

10時45分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 31分)

---

## 北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

---

## 北村博司議長

最初に、町長から先ほどの所信表明に対する、一部読み間違い等があったということで、訂正の申し出がありますので、許可することにいたします。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

皆さん、申し訳ございません。事業名とか地名がですね、読み違えた部分もございますので、その部分を訂正させていただきます。皆さんお持ちの所信表明と、ページは一緒だと思いますんで、6ページのですね、1番上の砂防対策では、土砂災害防止法に基づきとございます。それを防災と読んだそうですので、砂防でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、5行ぐらい下のですね、相賀赤松地区においてというところを、赤羽赤松地区と誤読したそうでございます。こちら相賀赤松地区でございますので、よろしくお願い致します。

また、それからですね、真ん中より少し下で、新たに「船津1号線」「沖見1号線」のところをですね、汐見1号線と読んだそうでございますので、沖見1号線でございます。よろしくお願い申し上げます。

次の7ページ目にいきますと、救急医療情報キットの配布を、緊急医療情報キットと読み違えたそうでございますので、救急医療でございます。

それから、申し訳ございません。10ページにいきます。真ん中より下、さらにの次の段でございますが、森林再生による野生鳥獣の生育環境創出事業のところを、森林鳥獣と読んだそうでございますので、野生鳥獣ということをお願いいたします。

それから、その下、東京港区と締結しているところというのを提携と読み間違えたそうでございます。申し訳ございません。

それと13ページのですね、上から3分の1ぐらい下がったところで、また、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」、参詣道(みち)と読みのを参詣道(どう)と読んだそうでございます。参詣道(みち)と訂正していただきたいと思っております。

以上でございます。誠に申し訳ございませんでした。

北村博司議長

それでは、次へ進みます。

---

## 日程第6

北村博司議長

日程第6 諮問第1号については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の海山区馬瀬715番地2 廣田諄子氏が、本年6月30日をもって任期満了となりましたので、新たに、海山区中里53番地2 松永友子氏を後任の候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

廣田諄子氏におかれましては、平成19年7月から人権擁護委員に就任していただいてから、人権擁護活動に多大なご尽力を賜っておりますことを厚くお礼を申し上げます。

松永友子氏につきましても、教育者として人権擁護に精通するとともに、地域社会に根ざした積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものでございます。人事案件は以上、1件であります。どうかご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上で

す。

**北村博司議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

---

**北村博司議長**

諮問案件につきまして、議会としての答申をまとめるため、ここで11時1分まで暫時休憩をいたします。

(午前 10時 51分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

(午前 10時 59分)

---

**北村博司議長**

これから、討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発言する者なし )



**北村博司議長**

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがいまして、諮問第1号につきましては適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

---

**日程第7～日程第36**

**北村博司議長**

お諮りします。

日程第7 議案第2号から、日程第36 議案第31号までの30件の議案につきましては、提案者から提案理由の説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

異議なしと認めます。

したがいまして、議案30件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして誠にありがとうございます。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第2号 紀北町小松原住宅条例であります。紀北町開発公社の解散に伴いまして、紀北町が寄付を受けた賃貸住宅を紀北町小松原住宅として設置及び管理するにあたりまして、

本条例を制定する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、道路法の一部改正に伴い、町道の構造の一般的技術的基準等について町条例で定める必要がありまして、本条例を制定したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 紀北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、河川法の一部改正に伴い、河川管理上必要とされる一般的技術的基準について町条例で定める必要があり、本条例を制定したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅等の整備に関する基準について町条例で定める必要があり、本条例を制定したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町東長島スポーツ公園条例であります。紀伊長島区東長島769番地1にスポーツ公園を設置することに伴い、本条例を制定する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を  
改正する条例

議案第8号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条  
例

議案第9号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。条例中に引用する法律名が、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に改正されたこと等に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町都市計画審議会条例の一部を改正する条例であります。紀北町都市計画審議会を組織する委員の構成を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまし

て、公営住宅法の一部改正に伴い、身体障害者等が入居する場合の収入の要件を定める必要等があり、本条例の一部を制定したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例であります。紀北町片上2区集会所を建設したことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例であります。赤羽公園の施設使用料等の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例であります。紀北町立片上教育集会所を廃止することのほか、此ヶ野教育集会所及び島地教育集会所の位置表記を訂正する必要があり、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。先ほど、紀北町立教育集会所（じょ）と読んだように思うんですが、所（しょ）でございます、申し訳ございません。

議案第15号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例であります。紀北町体育館の使用料等の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例であります。紀北町海山グラウンドの使用料等の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号 紀北町道の路線認定についてであります。移管が予定されている県道三戸紀伊長島停車場線の一部を町道にしたいことから、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 紀北町道の路線変更についてでございます。移管が予定されている県道長島港古里線の一部を町道にしたいことから、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議についてであります。三重県市町総合事務組合が共同処理する事務に伊賀市を加えること及び規約の字句を整理したいことから議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 東紀州農業共済事務組合同規約の変更に関する協議についてでございます。東紀州農業共済事務組合紀北支所の位置を海山区相賀495番地8に変更したいことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ515万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億5,743万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ769万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億2,222万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ750万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億803万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ415万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,300万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益を216万5,000円減額し、総額を3億8,700万5,000円に、支出の水道事業費用を183万7,000円増額し、総額を3億7,698万2,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入につきましては、収入を80万円増額し、総額を1億8,604万7,000円にしようとするものであり、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ89億655万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ27億5,730万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ5億2,147万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。予算総額を、歳入歳出それぞれ1億7,349万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 平成25年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益で3億8,524万1,000円、支出では水道事業費用で3億7,442万9,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では資本的収入で1億163万1,000円、支

出では資本的支出で3億122万8,000円にしようとするものであり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてでございますが、変更委託事業契約を締結する必要があることから、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、30件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

#### 北村博司議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

まず、議案第2号についての内容説明を求めます。

脇企画課長。

#### 脇博彦企画課長

議案第2号 紀北町小松原住宅条例について

それでは、議案第2号 紀北町小松原住宅条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号 紀北町小松原住宅条例

紀北町小松原住宅条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、財団法人紀北町開発公社の解散に伴い、紀北町が寄附を受けた小松原住宅を管理するにあたり、本条例を定める必要が生じたためであります。

議案書4ページをお願いいたします。

第1条につきましては、小松原住宅の設置及び管理に必要な条例制定の趣旨であります。

第2条につきましては、設置についてでありまして、位置及び構造等は、議案書9ページの別表に記載してあります。

議案書4ページから6ページに定めております、第3条から第11条までは、入居者の公募の方法、例外、資格、決定、選考、手続きなどに関することを定めております。

議案書6ページから7ページに定めてございます、第12条から第15条までにつきましては、

家賃の決定、納付、敷金、減免及び徴収猶予に関することを定めております。

また、16条から21条までにつきましては、入居者が住宅等に関する管理に関することを定めております。

22条から、議案書8ページにあります、第23条までにつきましては、住宅の明渡し検査、明渡し請求に関することを定めております。

第24条につきましては、町長の指定する者に住宅の検査をさせることができる、立入検査について定めております。

第25条につきましては、関係機関の長に対して意見を聴くことができることなどを定めております。

第26条では、委任について定めております。

附則では、平成25年4月1日から施行することとしており、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに、財団法人紀北町開発公社入居基準に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすと定めております。

議案第2号 小松原住宅条例の制定につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第3号、4号、5号の3件についての内容説明を求めます。

上村建設課長。

#### 上村康二建設課長

それでは、議案第3号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例について、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

議案第3号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例

紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、道路法の一部改正に伴い、本条例を定める必要が生じたためであります。

今回の条例の制定につきましては、これまで町道の新設改良を行う場合は、道路法に定める

道路構造令の規定に準じていたものを、地方分権推進の一環としての地域の自立性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことによる、道路法の一部改正に伴い、道路の構造の技術的基準の条例委任がなされたため、本条例を制定するものであります。

議案書11ページをご覧ください。

紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例、第1条につきましては、趣旨として道路法並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、町道に必要な道路の構造に関する基準を定めるとしております。

第2条につきましては、本条例において使用する用語について定めております。

議案書11ページから18ページまでの第3条から13条につきましては、車線、車線の分離、路肩、自転車道、歩道等についての通行する自動車の種類に関する道路区分等の事項及び幅員に関する事項について定められております。

議案書19ページをご覧ください。

議案書19ページから24ページまでの第14条から第26条につきましては、設計速度、曲線半径、曲線部の車線等の拡幅、視距、縦断勾配、横断勾配、舗装などの路面に関する事項について定められております。

議案書24ページをご覧ください。議案書24ページから26ページまでの27条から31条につきましては、排水施設、平面交差又は接続、鉄道等との平面交差、待機所等に関する事項について定められております。

議案書26ページをご覧ください。議案書26ページから27ページまでの32条から37条につきましては、横断歩道橋、柵、照明施設、視線誘導標等、交通安全施設、凸部、狭窄部、自転車駐車場、落石、崩壊、波浪等に備える防護施設、トンネルに設置する換気、照明、警報、消火施設等の安全な交通を確保するための施設に関する事項について定められております。

議案書27ページをご覧ください。38条につきましては、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路に対する構造について、定められております。

第39条と第40条につきましては、付帯工事、小区間改築の場合における特例について定められております。

議案書28ページをご覧ください。41条と42条につきましては、自転車専用道路、自転車・歩行者専用道路、歩行者専用道路の幅員、線型、勾配等の構造について定めております。

第43条につきましては、道路の構造を保全し、交通の安全と円滑を図るための標識の寸法に

ついて定めております。

第44条につきましては、高齢者、障がい者等の移動等、円滑化のために必要な道路の構造に関する事項について定められております。

第45条につきましては、委任に関する事項として、本条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を、平成25年4月1日としております。また経過措置として、現に存する道路または現に工事中の道路がこの条例の規定による適合しない場合においては、当該道路については当該規定は適用しない。ただし、工事の着手がこの条例の施行の後である改築等にかかる道路については、この限りでないと定めております。以上であります。

#### 上村康二建設課長

続きまして、議案第4号 紀北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

議案第4号 紀北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

紀北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、河川法の一部改正に伴い、本条例を定める必要が生じたためであります。

今回の条例の制定につきましては、これまで町で管理する準用河川について、河川法で定める技術的基準を準用しておりましたが、地方分権推進の一環としての地域の自立性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことによる、河川法の一部改正に伴い、準用河川の技術的基準を定める条例を制定するものであります。

議案書31ページをお願いします。

紀北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例、第1章につきましては、町が管理する準用河川のうち、堤防、床止め、その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるにあたり、総則として第1条に趣旨、第



2条に用語の説明を定めております。

議案書31ページから35ページまでの第2章につきましては、堤防として適用の範囲、構造の原則、材質及び構造、高さ、天端幅、盛土による堤防の法面勾配など、護岸、水制、管理用通路、波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置、背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例、湖沼または高潮区間の堤防の天端幅の特例、天端幅の規定の適用除外等堤防を設ける場合における技術的基準を定めております。

議案書35ページをご覧ください。議案書35ページの第3章の床止めにつきましては、高水敷の勾配や河床の低下を阻止するために、河川を横断して設けられる工作物でございまして、床止めを設置する場合の構造の原則及び護床工、高水敷保護工、護岸、魚道等の設置について、定められております。

議案書35ページから38ページまでの第4章といたしましては、堰として構造の原則、下流断面との関係、可動堰の可動部の径間長、径間長の特例、ゲートの構造、ゲートの高さ、引上げ式ゲートの高さの特例、管理施設、護床工等の堰を設ける場合における技術的基準を定めております。

議案書38ページをご覧ください。議案書38ページから39ページまでの第5章といたしましては、水門及び樋門として構造の原則、構造、断面形、ゲート等の構造、水門のゲートの高さ、管理施設、護床工等の水門及び樋門を設ける場合における技術的基準を定めております。

議案書39ページをご覧ください。議案書39ページから40ページまでの第6章といたしましては、揚水機場、排水機場及び取水塔として、構造の原則、排水機場の吐出水槽、流下物排除施設、樋門、取水塔の構造、護床工等、揚水機場、排水機場及び取水塔を設ける場合における技術的基準を定めております。

議案書40ページをご覧ください。議案書40ページから43ページまでの第7章といたしましては、橋として河川区域内に設ける橋台の構造の原則、橋台の設置等、橋脚、径間長、桁下高、護岸、管理用通路の構造の保全、適用除外等の橋を設ける場合における技術的基準を定めております。

議案書43ページをご覧ください。議案書43ページから44ページまでの第8章の伏せ越しにつきましては、用水路または排水路が河川と交差する場合において、河床の下を横断するものであり、伏せ越しを設置する場合は、適用の範囲、構造の原則、構造、ゲート、深さの技術的基準を定めております。

議案書44ページをご覧ください。議案書44ページから45ページまでの第9章といたしまして

は、雑則として、適用除外、計画高水流量等の決定または変更があった場合の適用の特例。  
委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、別に町長が定めるとしております。

議案書45ページをご覧ください。附則におきましては、この条例の施行日を、平成25年4月1日としております。また経過措置として、現に存する河川管理施設または現に工事中の河川管理施設がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については当該規定は適用しない。ただし、工事の着手がこの条例の施行の後である改築に係る河川管理施設については、この限りでないと定めております。以上であります。

#### 上村康二建設課長

続きまして、議案第5号 紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の46ページをお願いします。

議案第5号 紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例

紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、本条例を定める必要が生じたためであります。

今回の条例制定につきましては、これまで町営住宅につきましては、国土交通省令で定める公営住宅等整備基準にしたがい整備をしておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る関係法律の整備に関する法律が施行されたことによる、公営住宅法の一部改正に伴い、本条例を制定するものでございます。

議案書47ページをお願いいたします。

紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例

第1条は、公営住宅法第5条第1項及び第2項に基づき整備基準を定めるという趣旨でございます。

第2条は、周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう整備することを定めております。

第3条は、安全、衛生、美観等を考慮し、入居者にとって便利で快適なものとなるような

整備をしなければならないと定められております。

第4条は、合理的な工法、適切な耐久性の確保に努め、建設または維持管理に要する費用の削減に配慮しなければならないと定められております。

第5条は、町営住宅の位置は居住環境が著しく阻害される恐れのある土地をできるだけ避け、かつ入居者の日常生活の利便の考慮について定められております。

第6条は、敷地の地盤、排水処理等の安全について定めております。

第7条は、建築物の日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保など、居住環境の阻害の防止について、定めております。

第8条は、防火、防犯の措置及び外壁、給水、排水等の住宅の基準について定めております。

議案書48ページをお願いします。第9条は、町営住宅1戸の床面積の合計は25㎡以上とするなど、住戸の基準について定めております。

第10条は、移動の利便性の確保、安全性の確保及び高齢者が日常生活を支障なく営むことができるよう、住戸内の各所について定めております。

第11条は、町営住宅の共用部分について、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を図るように定めております。

第12条は、自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設について定めております。

議案書49ページをお願いします。第13条は、児童遊具の位置及び規模について定めております。

第14条は、集会所の位置及び規模について定めております。

第15条は、広場、緑地の位置及び規模について定めております。

第16条は、敷地内の通路について定めております。

第17条は、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を、平成25年4月1日としております。また経過措置として、現に存する町営住宅または工事中の町営住宅については、この条例の規定にかかわらず、従前の例によると定めております。

以上であります。よろしく願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第6号についての内容説明を求めます。

松島生涯学習課長。

## 松島保秀生涯学習課長

それでは、議案第6号 紀北町東長島スポーツ公園条例を説明させていただきます。

議案書の50ページをお願いいたします。

議案第6号 紀北町東長島スポーツ公園条例

紀北町東長島スポーツ公園条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

紀北町東長島スポーツ公園を設置するにあたり、本条例を定める必要が生じたためでございます。

51ページをご覧ください。紀北町東長島スポーツ公園条例

第1条は、目的及び設置を定めております。

第2条は、名称及び位置で、名称は紀北町東長島スポーツ公園で、位置は紀北町紀伊長島区東長島769番地1と定めております。

第3条は、公園施設は、グラウンド、体育館、武道館及びテニスコートを設けるとしております。

第4条は、スポーツ公園の利用時間を定めております。

第5条は、スポーツ公園を利用しようとする場合の許可を定めております。

第6条は、利用の許可を受ける者が、第1号から第3号のいずれかに該当するときは、利用しないとの利用制限を定めております。

第7条は、スポーツ公園の利用の許可を受けた者が納めていただく使用料を定めております。グラウンドなどの使用料につきましては、53ページの別表で説明させていただきます。

次、52ページをお願いいたします。第8条は、教育委員会は特に必要があると認めるときは使用料を減額や免除をすることができると定めております。

第9条は、利用者の施設等の注意義務を定めております。

第10条は、利用者がスポーツ公園に特別の設備を設ける場合、許可を受けなければならないなどを定めております。

第11条は、第1号から第3号のいずれかに該当するものに対しては、スポーツ公園への入場を拒みまたは退場を命じることができると定めております。

第12条は、利用者は許可を受けた者、目的以外に利用してはならないなどを定めておりま

す。

第13条は、利用者が第1号から第4号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができるなどを定めております。

53ページをご覧ください。第14条は、利用者が施設等の利用が終わったときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならないと定めております。

第15条は、利用者が故意または過失によりスポーツ公園の施設等を損傷などをさせた者は、その損害を賠償しなければならないなどを定めております。

第16条は、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定めるとしております。

附則では、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

次に、別表第7条の関係でございますが、スポーツ公園の使用料はすべて1時間単位とさせていただきます。グラウンドの使用料につきましては、町民がスポーツ活動で利用する場合は無料とさせていただきます、入場料を徴収する場合は3,570円で、その他の場合とは、町民の方がスポーツ活動以外で利用する場合や、他市町村の方が利用する場合は210円、それで夜間照明を利用する場合は1,050円と定めさせていただきます。テニスコートにつきましては、高校生以下の者のみで利用する場合は100円、その他の場合は210円と定めさせていただきます。体育館、武道館はスポーツのため利用する場合は100円、文化関係行事に利用する場合は210円、入場料等を徴収する場合は2,100円、その他の場合は420円と定めさせていただきます。

次、54ページをお願いいたします。備考1で、町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校の行事及び部活動で利用する場合は、無料と定めさせていただいて、ここで中学生以下のクラブ活動などを無料とするということで定めさせていただきました。

2で、準備または原状の回復のための利用する場合の使用料を定めさせていただきました。

3で、入場料を徴収する場合を定めさせていただきました。

4で、夜間照明を利用するときのグラウンドの使用料を定めさせていただきました。

以上で、議案第6号 紀北町東長島スポーツ公園条例の説明を終わらせていただきます。

#### 北村博司議長

次に、議案第7号についての内容説明を求めます。

堀総務課長。

#### 堀秀俊総務課長

それでは、議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条

例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の55ページをご覧ください。

議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年紀北町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、障害者自立支援法の法律名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたこと等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

56ページは改正文であります。改正内容は、57ページの新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また、下線部分は今回改正しようとするものであります。

まず第8条の本文及び2号の条文の中で、休業補償の例外規定を定めた部分において、少年院その他これに準ずる施設に収容されているという表現から、入所しているという表現に改正をするものでございます。

また、第10条の2の2号に引用され法律名を、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正をするものでございます。

58ページでは附則により、条例の施行日を平成25年4月1日からとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第8号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

#### 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第8号について、ご説明申し上げます。

議案書59ページをお願いいたします。

議案第8号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年紀北町条例第20号）の

一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

障害者自立支援法の法律名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため。

次の60ページをご覧ください。60ページは改正文であります。内容につきましては、61ページの新旧対照表でご説明いたします。右が改正前、左が改正後でございます。また下線部分は今回改正しようとするものであります。

第1条第1項中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正するものであります。

附則により、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第9号についての内容説明を求めます。

五味危機管理課長。

#### 五味啓危機管理課長

それでは、議案第9号の内容についてご説明を申し上げます。

議案書の62ページをご覧ください。

議案第9号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

障害者自立支援法の法律名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

63ページは改正文でありまして、内容につきましては、新旧対照表の64ページでご説明いたします。右が旧条例、左が新条例でありまして、下線部分を改正しようとするものでございます。

第9条の2第1項・第2号中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正するものでございます。

附則により、この条例は平成25年4月1日から施行するというところでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

#### 北村博司議長

次に、議案第10号、第11号の2件についての内容説明を求めます。

上村建設課長。

#### 上村康二建設課長

それでは、議案第10号 紀北町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書65ページをお願いします。

議案第10号 紀北町都市計画審議会条例の一部を改正する条例

紀北町都市計画審議会条例（平成17年紀北町条例第137号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

紀北町都市計画審議会委員を組織する委員の構成を変更することから、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

今回の一部改正は、紀北町議会議員の各諮問機関への参画に変更が生じたため、紀北町都市計画審議会委員の構成を変更するものでございます。

議案書66ページは、改正文であります。詳細につきましては、議案書67ページの新旧対照表でご説明いたします。右が旧条例、左が新条例でございます。

第3条中、第2項の町議会の議員4人以内を削り、第3項の住民「4人」以内を「8人」以内として、第2項に繰り上げるものでございます。

附則におきましては、この条例の施行日を公布の日からとしております。以上でございます。

#### 上村康二建設課長

続きまして、議案第11号 紀北町営住宅の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書68ページをお願いします。

議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例



紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第134号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正及び本条例に引用する条項の訂正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためであります。

今回の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、公営住宅法の一部改正により、入居収入基準の条例に委任がなされたことに伴う一部改正と、本条例において引用する条項番号に訂正する必要があるため一部改正であります。

69ページから70ページまでは改正文であります。詳細につきましては、71ページからの新旧対照表でご説明いたします。右が旧条例、左が新条例です。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に伴う改正は、第6条及び第7条であります。

まず第6条及び第7条をご説明いたします。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正により、入居収入基準の条例委任がなされたことに伴う一部改正といたしましては、これまで公営住宅法施行令で定めるとしていたものを、入居者の資格を規定した第6条第1項において、入居者が身体障害者である場合、その他特に居住の安定を定める場合として、(ア)から(エ)までに該当する場合は21万4,000円、それ以外は15万8,000円、さらに同号(エ)に該当する場合であって、当該災害発生日から3年を経過した後は、同様に15万8,000円という基準を町条例に定めようとするものであります。

さらに、入居者資格の特例を規定した、第7条第2項中、前条第1項第4号イが削除されたことにより、前条第1項第4号ア(エ)に改めております。

続きまして、引用する項番号のずれによる改正について、ご説明いたします。本条例において引用する項番号等に訂正する必要があるため、議案書71ページ中の公募の例外を規定した第5条第5号中、「、」を「又は」に、土地区画法第3条第3項若しくは第4項を、第3条第4項若しくは第5項に改め、次に、議案書73ページ中の家賃の決定を規定した第14条第1項、ただし書き中、第33条第1項を第34条中第1項に改め、さらに家賃の納付を規定した第16条第

1 項中、第34条第1項を第35条第1項に改め、明け渡しの「け」を削り、第39条第1項を第40条第1項に改めております。

なお、附則におきましては、条例の施行日を平成25年4月1日としております。

以上でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

#### 北村博司議長

次に、議案第12号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

#### 世古雅則住民課長

それでは、議案第12号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の74ページをご覧ください。

議案第12号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、地域の振興、地域住民の交流促進、連帯意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、紀伊長島区における紀北町片上2区集会所を新たに建設したことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

次の75ページにつきましては、改正文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、76ページのほうをご覧ください。

本条例第2条関係の別表1でございますが、右が旧、左が新条例でございます。

紀北町片上2区集会所は、片上教育集会所の老朽化により、本年度、新たに集会所として建設されたもので、4月1日からの供用開始を予定しております。

別表第1、（第2条関係）表中の名称と位置についてでございます。紀北町志子奥集会所、紀北町紀伊長島区島原620番地3の次に、紀北町片上2区集会所、紀北町紀伊長島区東長島2239番地1を追加するものでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日でございます。

以上で、議案第12号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例の内容説明を終わらせてい

たきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

---

**北村博司議長**

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 56分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

**北村博司議長**

次に、議案第13号、同14号、15号、16号の4件についての内容説明を求めます。

松島生涯学習課長。

**松島保秀生涯学習課長**

それでは、議案第13号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

議案書の77ページをお願いいたします。

議案第13号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例

紀北町都市公園条例（平成17年紀北町条例第139号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

赤羽公園のテニスコート等の使用料と、同様の施設である海山グラウンドの使用料を一本化するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

詳細については、新旧対照表でご説明させていただきます。

79ページをお願いいたします。右側が旧、左側が新条例でございます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行すると定めております。

別表3、第12条関係で、赤羽公園の使用料につきましては、利用時間の単位を3時間から1時間単位に見直しをさせていただきました。

テニスコートの使用料につきましては、中学生以下の者のみで利用する場合を、高校生以下の者のみで利用する場合に、高校生の利用も減額させていただきたいと考えております。

また、夜間照明料金も420円とさせていただき、使用料を減額させていただきたいと考えております。

野球場につきましても、高校生の利用や夜間照明料金も減額させていただきたいと考えております。

多目的広場につきましては、これまでは使用料に規定はございませんでしたが、今回、定めさせていただきました。

町民の皆様にはですね、スポーツ活動で利用する場合、引き続き無料でご利用いただけるようにさせていただき、その他の場合は、町外の方なんですけども、210円をお願いしたいと考えております。

備考では、小学校や中学校などの行事や部活動で利用の場合は無料とする。また、準備や原状復旧のための利用の使用料の規定もさせていただきました。

以上で、議案第13号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

#### **松島保秀生涯学習課長**

次に、議案第14号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

議案書の80ページをご覧ください。

議案第14号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

紀北町立教育集会所条例（平成17年紀北町条例第164号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### **提案理由**

紀北町立片上教育集会所を廃止することのほか、紀北町立此ヶ野教育集会所及び紀北町立島地教育集会所の位置表記を訂正する必要があり、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

詳細については、新旧対照表でご説明させていただきます。

82ページをご覧ください。右側が旧条例で、左側が新条例でございます。

紀北町立片上教育集会所は、紀北町片上2区集会所に建て替えられることから、同教育集会所を廃止させていただき、また紀北町立此ノ野教育集会所の位置表記が、正しくは紀北町紀伊長島区十須1098番地159でございます。

さらに、紀北町立島地教育集会所の位置表記も、正しくは紀北町紀伊長島区島原3172番地11でございますので、今回、改正させていただきたいと考えております。

以上で、議案第14号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

### 松島保秀生涯学習課長

次に、議案第15号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

議案書の83ページをお願いいたします。

議案第15号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例

紀北町体育館条例（平成17年紀北町条例第169号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

紀伊長島体育館、海山体育館の使用料と、新たに設置する予定の東長島スポーツ公園体育館の使用料を一本化するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

詳細については、新旧対照表でご説明させていただきます。

85ページをお願いいたします。右側が旧条例で、左側が新条例でございます。

第4条第1項第1号で規定をしておりました休館日を、12月29日から翌年1月3日を、第4条内で規定させていただきました。

第5条中、使用の時間を紀伊長島体育館にあわせ、午後9時30分までとさせていただきます。

第10条第2項及び第11条の改正は、教育委員会が管理している施設でございますので、町長から教育委員会に訂正するものでございます。

附則は、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

別表につきましては、時間単位につきましては、利用しやすいように1時間単位とさせていただきます。

スポーツのため使用する場合は100円で、文化関係行事に使用する場合は210円。

86ページをお願いいたします。入場料等を徴収する場合は2,100円で、その他の場合は420円とさせていただきます。

備考では、小学校や中学校などの行事や部活動で利用の場合は無料とする。ほかに準備や原状回復のための利用の使用料や入場料等を徴収する場合を規定させていただきました。

以上で、議案第15号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

#### 松島保秀生涯学習課長

次に、議案第16号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

議案書の89ページをお願いいたします。

議案第16号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例

紀北町海山グラウンド条例（平成18年紀北町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

海山グラウンドのグラウンド等の使用料と、同様の施設である赤羽公園使用料の一本化等をするにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

詳細については、新旧対照表でご説明させていただきます。

92ページをお願いいたします。右側が旧条例で、左側が新条例でございます。

第3条中、野球施設を多目的グラウンドに改めるものでございます。

第4条中、見出しにあわせるため使用時間を、利用時間に改めるものでございます。

第7条中、別表の表記を統一するため、野球場を多目的グラウンドに改めるものでございます。第2項は、使用料の減免の規定ですが、明確にさせていただきたいため、8条で規定させていただきました。そのため、これまでの8条から19条までは、1条ずつ繰り下がり、第9条から20条までとさせていただきます。

旧条例の第8条中なんですけど、「管理者の注意をもって」を、「注意義務をもって」に改めさせていただきます。

93ページをお願いいたします。旧条例の第15条と、第18条の改正は、条が繰り下げさせていただきたいため、それに伴う改正でございます。

附則は、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

次に、別表につきましては、利用時間が、利用しやすいように1時間単位とさせていただきます。

多目的グラウンドの使用料は、入場料を徴収する場合と夜間の利用のみ規定しておりましたが、新しい条例では、昼間の利用も含めて、改めさせていただきました。しかし、町民の皆様には引き続き無料でご利用いただきたいと思いますと考えております。町民以外の方には、1時間あたり210円をお願いしたいと考えております。

夜間照明料金は、これまでと同額でございます。

テニスコートにつきましては、赤羽公園は昼の使用料を規定しておりますので、それを参考にさせていただきました。海山グラウンドでは、高校生以下の者のみで利用する場合100円とし、減額の範囲を高校生までとさせていただいております。それ以外の方は210円をお願いしたいと考えております。夜間照明料金は420円をお願いしたい。

備考では、小学校や中学校などの行事や部活動で利用の場合は無料とする。利用準備や原状回復のための利用の使用料等を規定させていただきました。

以上で、議案第16号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

#### 北村博司議長

次に、議案第17号、第18号の2件についての内容説明を求めます。

上村建設課長。

#### 上村康二建設課長

それでは、議案第17号 紀北町道の路線認定について、ご説明を申し上げます。

議案書96ページをお願いいたします。

議案第17号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

#### 記

認定する路線名

1. 路線名 町道井ノ島山本6号線
2. 道路の区域 起点 紀北町紀伊長島区東長島字井ノ島186番5地先  
終点 紀北町紀伊長島区東長島字宮ノ前966番4

平成25年3月5日提出

提案理由

本路線は、三重県による県道三戸紀伊長島停車場線の区域変更による一部移管に伴い、町道として管理していく必要があるためであります。

今回の路線認定は、三重県による国道422号紀伊長島インター線整備に伴い、町道長島駅山本線を県道とし、県道三戸紀伊長島停車場線のうち、紀北町紀伊長島区東長島字宮ノ前966番4から紀北町紀伊長島区東長島字井ノ島186番5地先までを、町道井ノ島山本6号線として管理していく必要が生じたためであります。

97ページの平面図をご覧ください。

路線名は、町道井ノ島山本6号線で、平面図には起点の紀北町紀伊長島区東長島字井ノ島186番5地先から、終点の紀北町紀伊長島区東長島字宮ノ前966番4まで、赤い線で明記をしております。道路幅員は5.9mから15.9m、延長は557mとなっております。

以上でございます。

上村康二建設課長

続きまして、議案第18号 紀北町道の路線変更について、ご説明を申し上げます。

議案書98ページをお願いします。

議案第18号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更する。

記

1. 路線名 町道中ノ島3号線
2. 道路の区域 道路の区域につきましては、表の上段、旧の区域は起点が紀北町紀伊長島区長島字大向井2019番17地先、終点が紀北町紀伊長島区長島字中島2066番5地先で、幅員3.5mから13.1m、延長256.2m。表の下段、新区域は、起点が紀北町紀伊長島区長島字大向井2010番1地先、終点が紀北町紀伊長島区長島字中島2066番5地先で、幅員3.5mから14.18m、延長696.2mでございます。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

本路線は、三重県による県道長島港古里線の区域変更による一部移管に伴い、町道として管



理していく必要があるためであります。

この度の町道の路線認定につきましては、紀伊長島区中ノ島地区の県道長島港古里線バイパス工事を三重県が実施するにあたり、県は原則としてバイパス工事の区間の現道区間を市町村道として認定されてから、バイパス工事に着手することとしているため、バイパス工事区間と並行する現道、県道長島港古里線の区間を、町道中ノ島3号線として、起点を変更し認定しようとするものでございます。

99ページの資料、平面図をご覧ください。

町道中ノ島3号線の路線図であります。平面図には、赤い文字で、旧起点、新起点、終点と明記しておりますが、変更前の町道中ノ島3号線は旧起点から終点まで延長256.2mでありましたが、今回、起点を旧起点から新起点に変更することにより、延長は696.2mとなります。

以上であります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

#### 北村博司議長

次に、議案第19号についての内容説明を求めます。

堀総務課長。

#### 堀秀俊総務課長

それでは、議案第19号 三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議についての内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の100ページをご覧ください。

議案第19号 三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重県市町総合事務組合同規約（昭和62年三重県指令地第885号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由としましては、三重県市町総合事務組合が共同処理する事務に伊賀市を加えること及び規約の字句を整理する必要があるためであります。

101ページは改正文でございます。

改正内容は、102ページの新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の右が旧条例、左が新条例であります。また、下線部分は、今回、改正しようとするものであります。

今回の改正は、旧規約の第14条中、「第3条各号」とあるものを、「第3条第1項各号」に改めることと。別表第2の中の第3条第1項第4号に定める事務、これは物品及び業務委託にかかる入札参加資格申請の受付及び審査の共同化事務のこととありますが、それを共同処理する市町の中に、新たに伊賀市を加えるためのものとございます。

また、附則により施行日は、三重県知事の許可があった日からとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第20号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

#### 武岡芳樹農林水産課長

それでは、議案第20号 東紀州農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

議案書の103ページをお願いいたします。

議案第20号 東紀州農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、東紀州農業共済事務組合同規約を、別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

東紀州農業共済事務組合紀北支所移転に伴い、組合同規約中の支所の位置の変更を行うことについて、協議する必要が生じたためでございます。

今回、規約の変更にかかる協議は、紀北町本庁舎移転、旧紀伊長島総合支所の廃止に伴い、東紀州農業共済事務組合紀北支所を、平成25年5月1日に、現在の海山総合支所別館2階へ移転することによるものでございます。

地方自治法第286条第2項では、一部事務組合の事務所的位置を変更する場合は、関係地方公共団体の協議によることとされておりまして、同法第290条の規定で、一部事務組合の事務所的位置を変更する協議は、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされておりますことから、今回の議案上程となったものでございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。

東紀州農業共済事務組合同規約の変更に関する協議書(案)でございます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、東紀州農業共済事務組合同規約の一部を変更する規約を、次のとおり定める。

今回の協議にかかる東紀州農業共済組合同規約の一部を変更する規約(案)でございます。

東紀州農業共済事務組合同規約(平成12年三重県指令市町村第1203号)の一部を次のように変更する。

第4条中、「紀北町紀伊長島区長島2141番地」を「紀北町海山区相賀495番地8」に改める。

附則、この規約は平成25年5月1日から施行する。

続きまして、105ページをお願いいたします。

東紀州農業共済事務組合同規約の新旧対照表でございます。右が旧規約、左が新規約でございます。下線の部分が規約の変更部分でございます。

支所の位置といたしまして、紀北町紀伊長島区長島2141番地から、紀北町海山区相賀495番地8に変更するものでございます。

議案第20号についての説明につきましては、以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

#### 北村博司議長

次に、議案第21号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

#### 工門利弘財政課長

それでは、議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の内容について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町一般会計補正予算(第4号)

平成24年度紀北町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,743万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

6ページをご覧ください。

第2表は繰越明許費でございます。中山間地域総合整備事業など合計3億3,810万8,000円を、平成25年度に繰り越ししようとするものでございます。

7ページをご覧ください。第3表は地方債補正でございます。1の追加につきましては、公共事業等債を限度額1,600万円として、追加しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。

2の変更につきましては、過疎対策事業債、合併特例事業債及び緊急防災・減災事業債につきまして、限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は596万4,000円。第2目・法人は860万7,000円の増額、第2項及び第1目が固定資産税は1,090万6,000円の増額でございますが、それぞれ決算見込みによるものでございます。

第7款、第1項、第1目ともに自動車取得税交付金は900万円の増額で、決算見込によるものでございます。

11ページをご覧ください。第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は80万円減額で、配食サービス事業の実績見込みによる個人負担金の減額でございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第3目・衛生使用料は31万4,000円の減額で、一般廃棄物処理施設使用料の実績見込みによるものでございます。

第5目・商工使用料は448万7,000円の増額で、紀北町森林公園オートキャンプ場の利用者の増に伴う施設使用料の増額などがございます。

12ページの第7目・教育使用料は195万8,000円の減額で、幼稚園保育料の減によるものでございます。

第2項・手数料、第3目・衛生手数料は26万4,000円の減額で、家電リサイクル製品運搬手数料の実績見込みによるものでございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は154万8,000円の減額で、国保運営安定化基準超過費用額共同負担金の決定に伴う401万7,000円の増額と、保育所運営費負担金の実績見込みに伴う556万5,000円の減額でございます。

13ページをご覧ください。第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金786万1,000円の減額は、市町村合併推進体制整備費補助金の減額で、充当していた紀北中学校改築事業等の精算見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は3,550万円の増額で、海岸保全施設整備事業費の増によるものでございます。

第8目・教育費補助金は4,417万1,000円の増額でございますが、主に学校施設環境改善交付金の紀北中学校改築事業分の増によるものでございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金21万円の増額は、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は345万4,000円の減額で、主に後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金及び国保運営安定化基準超過費用額共同負担金の決定によるものでございます。

14ページの第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は1,307万4,000円の減額で、主に三重県バス運行対策費補助金は事業費の精算に伴う588万9,000円の減額と、三重県市町村合併支援交付金の決定に伴う680万円の減額でございます。

第2目・民生費補助金2,996万9,000円の減額は、主に介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の減額で、事業の計画変更によるものでございます。

第3目・衛生費補助金231万4,000円の減額は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の減で、交付決定によるものでございます。

15ページをご覧ください。第4目・農林水産業費補助金は2,440万5,000円の増額で、主に事業費の増に伴う市町営漁港海岸保全事業費補助金の増額でございます。

第7目・消防費補助金は430万3,000円の減額で、地域減災力強化推進補助金でございます。

第8目・教育費補助金は6万9,000円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金でございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は5万7,000円の減額で、精算見込み及び交付決定に伴うものでございます。

16ページの第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目利子及び配当金は7,000円の増額でございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は61万1,000円の増額でございますが、急傾斜崩壊防止工事や高速道路関係及び町有林支障木伐採代金などがございます。

第2目・物品売払収入214万3,000円の増額は資源ごみの売払い収入でございます。

17ページをご覧ください。第16款及び第1項が寄附金、第1目・総務費寄附金は4万円の増額で、ふるさと寄附金でございます。

第9目・一般寄附金1,629万円の増額は紀北町開発公社解散に伴う精算金と3件の一般寄附金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第3目・地域づくり事業基金繰入金は70万円の減額、第4目・福祉事業基金繰入金は77万円の減額、第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は530万円の減額でございますが、それぞれ充当事業費の精算見込みによるものでございます。

18ページの第19款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金1,112万2,000円の増額は、徴収実績の向上による増額でございます。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入204万2,000円の減額は、老人ホーム入所者数の変更に伴うものでございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入391万9,000円の減額は、森林総合研究所分収造林受託事業の精査によるものでございます。

第5項・雑入、第5目・過年度収入76万9,000円の増額は、平成23年度更正医療給付費国庫負担金の精算による追加交付金でございます。

19ページをご覧ください。第6目・雑入1,113万9,000円の増額は、主に宮川第二発電所周辺整備交付金997万6,000円の増額によるものでございます。

第20款及び第1項が町債、第3目・衛生債2,190万円の減額は、一般廃棄物施設建設事業債の減額で、ストックヤードにかかるものでございます。

第4目・農林水産業債1,460万円の増額は、中山間地域総合整備事業債200万円と、海岸保全施設整備事業債1,260万円でございます。

第6目・土木債2,570万円の減額は、町道小山山側線道路改良事業など、道路橋梁債、18事業と20ページの河川施設債の急傾斜地崩壊対策事業の精算によるものでございます。

第7目・消防債は1,470万円の減額で、主に避難路整備事業債及び衛星系防災行政無線整備事業債の減額でございます。

第8目・教育債は5,380万円の減額で、紀北中学校の施設改築事業債の精算によるものでございます。

これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の主なところについてご説明いたします。21ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は62万7,000円の減額で、旅費及び政務調査費の精算によるものでございます。

22ページをご覧ください。第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は161万2,000円の増額で、主に職員人件費及び海難事故対策事業の増額でございます。

第4目・会計管理費は45万4,000円の減額で、備品購入費の購入実績によるものでございます。

第5目・財産管理費は1億432万8,000円の増額で、財政調整基金、地域づくり事業基金、福祉事業基金等の基金積立金でございます。

第6目・企画費は2,317万1,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

24ページをご覧ください。第2項・徴税费、第1目・税務総務費149万円の減額及び25ページの第3項、第1目が戸籍住民基本台帳費の122万円の増額は、いずれも職員人件費でございます。

26ページをご覧ください。第5項・統計調査費、第2目・指定統計費5万7,000円の減額は、事業の精算見込によるものでございます。

27ページの第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は551万9,000円の増額で、主に国民健康保険事業特別会計繰出金の増額でございます。

第3目・身体障害者福祉費は86万5,000円の増額で、障害者地域生活支援事業などの平成23年度の補助金及び負担金の精算による返還金でございます。

第4目・国民年金事務費は125万円の減額で、人件費でございます。

28ページをご覧ください。第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は4,467万2,000円の減額でございます。介護基盤緊急整備等特別対策事業3,000万円と、介護施設開設準備経費助成等特別対策事業の540万円の減額は、事業者のご都合により計画変更されたことによるものでございます。その他につきましては、それぞれの事業の精算見込みによる減額でございます。

第2目・養護老人ホーム費は291万円の減額で、職員人件費及び措置人数の減による老人ホーム管理運営事業の減額でございます。

第4目・老人保健費は1万5,000円の増額で、老人保健事務事業の平成23年度精算による返還金でございます。

29ページの第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は放課後児童クラブ対策事業の財源更正でございます。

第2目・保育所費は1,706万2,000円の減額で、主に児童保育事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は77万6,000円の減額で、子ども手当等支給事業費の実績見込みによるものでございます。

30ページをご覧ください。第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は83万円の減額で職員人件費などがございます。

第2目・予防費は255万円の減額で、予防接種事業費の精算見込みによるものでございます。

第3目・環境衛生費90万2,000円の減額は、荷坂やすらぎ苑組合負担金の精算によるものでございます。

31ページの第2項・清掃費、第2目・塵芥処理費2,133万3,000円の減額は、ストックヤード建設事業の精算などによるものでございます。

第3目・し尿処理費は財源更正でございます。

32ページをご覧ください。第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は7万9,000円の増額で、簡易水道事業債の償還利子の精算によるものでございます。

33ページの第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は3万4,000円の増額で、職員人件費でございます。

第2目・農業総務費43万円の増額は、職員人件費39万7,000円及び中山間地域総合整備事業負担金300万円の増額のほか、各事業の決算見込みによるものでございます。

第5目・農地費は694万6,000円の増額で、山本排水機場の整備補修に要する経費などがございます。

34ページをご覧ください。第2項・林業費、第1目・林業総務費は16万2,000円の増額で、職員人件費でございます。

第2目・林業振興費は343万6,000円の減額で、森林整備地域活動支援交付金事業の内容変更などによる減額でございます。

第4目・町有林造成費は271万6,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。



第5目・分収造林費は391万9,000円の減額で、事業の精査によるものでございます。

35ページの第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は45万円の減額で、海野地区及び長島地区の産地協議会負担金の実績見込みによるものでございます。

第2目・水産業振興費は195万3,000円の減額で、漁業振興対策事業のほか、各事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・漁港管理費7,728万円の増額は、三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業7,455万円の増額と、海野浦漁港内のスライドゲート開閉器取替え修繕に要する経費273万円でございます。

36ページをご覧ください。第6款及び第1項が商工費、第3目・観光費は533万5,000円の増額で、それぞれの事業の精算見込みによるものでございますが、主に紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業費551万5,000円の増額で、指定管理協定に基づく収入増に対する報償費の増額でございます。

37ページの第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費の36万5,000円の増額は職員人件費でございます。

38ページをご覧ください。第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は財源更正でございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は3,794万9,000円の減額で、町道久野線道路整備事業など、事業の精算見込みによるものでございます。

39ページの第3項・河川費、第2目・河川施設費は110万円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・砂防費は865万5,000円の増額で、急傾斜地崩壊対策事業費の変更に伴い負担金を増額するものでございます。

40ページをご覧ください。第5項・都市計画費、第4目・高速道路関連費は50万円の増額で、紀勢自動車道紀伊長島インターチェンジ開通に伴うプレイベント実施にかかる負担金でございます。

41ページの第8款及び第1項が消防費、第1目・常備消防費は84万7,000円の減額で、三重紀北消防組合負担金の精算見込みによる減額でございます。

第3目・消防施設費は80万円の増額で、消火栓工事負担金の増によるものでございます。

第4目・水防費は10万8,000円の増額で、各排水機場の需用費の増額でございます。

第5目・災害対策費は1,969万円の減額で、災害対策事業ほか各事業の精算見込みによるも

のでございます。

42ページをご覧ください。第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は70万円の減額で、職員人件費などでございます。

第4目・奨学費は292万8,000円の減額で、奨学金貸与事業の精算見込みによるものでございます。

43ページの第2項・小学校費、第1目・学校管理費は174万1,000円の減額で、事業の精算見込みによるものなどでございます。

第2目・教育振興費は82万7,000円の減額で、小学校の要保護及び準要保護児童就学援助事業の精算見込みによるものでございます。

44ページをご覧ください。第3項・中学校費、第2目・教育振興費は106万4,000円の減額で、中学校の要保護及び準要保護生徒就学援助事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・学校建設費は925万3,000円の減額で、紀北中学校改築事業の精算見込みによるものでございます。

45ページの第4項及び第1目・幼稚園費は174万5,000円の減額で、紀伊長島区の通園バス運転業務委託料でございます。

46ページをご覧ください。第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費40万円の減額は人件費などでございます。

第4目・文化財調査費は29万6,000円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の精算見込みによるものでございます。

47ページ、48ページは地方債に関する調書でございます。

48ページをご覧ください。合計欄の前年度末現在高は118億9,458万6,000円で、当該年度中の起債見込額は、今回の補正後20億4,140万円、元金の償還額が13億7,263万8,000円でございます。その結果、平成24年度末現在高の見込額は125億6,334万8,000円となります。

49ページの給与費明細書をご覧ください。一番下の比較の行でございしますが、その他の特別職の報酬は1万6,000円の減額となっております。指定統計調査受託事業の統計調査員報酬の精算見込みによるものでございます。

50ページの一般職総括の表をご覧ください。比較の行の給与費計で664万7,000円の減額、共済費121万5,000円の減額、合計786万2,000円の減額は、退職者、休職者等の減額や庁舎移転作業に伴う時間外手当額の増額など、職員人件費の精算見込みによるものでございます。

以上で、平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第22号、第23号の2件についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

#### 世古雅則住民課長

それでは、議案第22号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ769万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,222万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第2目・高額医療費共同事業負担金につきましては315万2,000円を減額し1,258万5,000円にしようとするものでありますが、高額医療費に対する国の負担金の額の決定によるものでございます。

第4款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第3目・出産育児一時金補助金につきましては、20万円を減額しようとするものでありますが、決算見込みによるものでございます。

第4目・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、13万円を計上したものでありますが、70歳から74歳までの方の医療費の自己負担率につきましては、本来、2割とされているところを、現下の社会情勢から1割のままとする凍結措置がとられており、平成24年度におきましても、その凍結措置が延長されていることに伴いまして、高齢受給者証の更新のための事務経費が交付されることになったことによるものでございます。

7ページをご覧ください。第7款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・高額医療費共同事業負担金につきましては315万2,000円を減額し1,258万5,000円にしようとするものでありますが、高額医療費に対する県負担金の額の決定に伴うものでございます。

第8款・共同事業交付金、第1項・共同事業交付金、第1目の高額医療費共同事業交付金につきましては、635万8,000円を増額し5,034万5,000円にしようとするものでございますが、これにつきましても、先ほどと同様に高額医療費共同事業交付金の額の決定によるものでございます。

第2目・保険財政共同安定化事業交付金につきましては、2,387万4,000円を減額し、2億427万9,000円にしようとするものでありますが、保険財政共同安定化事業拠出金の額の決定によるものでございます。

8ページをご覧ください。第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては1,166万3,000円を増額し、1億6,502万4,000円にしようとするものでありますが、平成22年度におきまして、紀北町は高医療指定市町村の指定を受け、2年後の平成24年度には国の定める指数を上回ったこととなったために、基準超過費用が発生し負担額の額が決定したことによるものでございます。

職員給与費分52万4,000円の減、出産育児一時金繰入金13万4,000円の増につきましても、額の決定によるものでございます。

第12款・諸収入、第4項・雑入、第7目の雑入につきましては452万8,000円を増額し453万9,000円にしようとするものでございますが、三重県国民健康保険団体連合会において平成23年度決算剰余金が発生しましたので、各市町に返還されるものでございます。

それでは、続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

9ページをご覧ください。第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては39万4,000円を減額し、3,745万6,000円にしようとするものですが、1月の人事異動による職員人件費52万4,000円の減額と、一般事務事業費は13万円の増額でございますが、これは歳入のところでも申し上げましたが、70歳から74歳までの方の自己負担率の凍結措置の延長により事務経費が交付されることになったものでございます。

10ページをご覧ください。第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、財源更正によるものでございます。

11ページをお願いいたします。第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費につきましても、財源更正によるものでございます。

12ページをお願いいたします。第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目・出産育児一時金につきましても、財源更正によるものでございます。

13ページをお願いいたします。第7款・共同事業拠出金、第1項・共同事業拠出金、第1目・高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては1,260万4,000円を減額し、5,034万5,000円にしようとするものでありますが、拠出金の額の決定によるものでございます。

第4目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、2,387万4,000円を減額し、2億427万9,000円にしようとするものでありますが、拠出金の額の決定に伴うものでございます。

14ページをご覧ください。第9款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・財政調整基金積立金につきましては、379万2,000円を減額し1,881万1,000円にしようとするものでございますが、それぞれの予算の精査の結果、補正するものでございます。

15ページをご覧ください。第11款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金につきましては3,296万5,000円を増額し、3,432万円にしようとするものでありますが、前年度の療養給付費負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第22号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### 世古雅則住民課長

それでは、引き続きまして、議案第23号の平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成24年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ750万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億803万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入からご説明させていただきますので、

6 ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は124万9,000円を減額し3億314万2,000円にしようとするものであり、第2目の保険基盤安定繰入金は625万3,000円を減額し6,549万7,000円にしようとするものでありますが、それぞれ後期高齢者医療広域連合納付金の額の決定に伴うものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきますので、7ページのほうをご覧ください。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金、第1項・後期高齢者医療広域連合納付金、第1目の後期高齢者広域連合納付金につきましては750万2,000円を減額し、4億9,749万7,000円にしようとするものがありますが、三重県後期高齢者医療広域連合からの納付金の額の変更によるものでございます。

以上で、議案第23号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第24号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

#### 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第24号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ415万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,300万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入415万円の減額は、第1節の短期入所生活介護費収入の保険者収入415万円の減額でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は107万円の減額でありまして、内訳は需用費の食料費50万円、工事請負費の57万円、それぞれを実績見込みで減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は108万円の減額であります。減額の内訳は、需用費の消耗品費50万円、燃料費20万円、光熱水費30万円、賄材料費200万円と使用料及び賃借料の8万円を実績見込みで減額するものでございます。

以上で、議案第24号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### **北村博司議長**

大谷課長が読み間違えたようですので再説明いたします。

#### **大谷眞吾福祉保健課長**

失礼しました。8ページの第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費を、108万といたしましたけども、正確には308万円の減額であります。よろしく申し上げます。

#### **北村博司議長**

次に、議案第25号の説明を求めます。

上ノ坊水道課長補佐。

#### **上ノ坊健二水道課長補佐**

議案第25号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成24年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成24年度紀北町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成24年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 第1款・水道事業収益は216万5,000円を減額し、3億8,700万5,000円に、その内訳は第1項・営業収益は141万6,000円を減額し、2億6,057万3,000円に、第3項・簡易水道営業収益は82万8,000円を減額し、1億1,295万9,000円に。第4項・簡易水道営業外収益は7万9,000円を増額し、1,274万3,000円に。

支出、第1款・水道事業費用は183万7,000円を増額し、3億7,968万2,000円に、その内訳は第1項・営業費用は14万7,000円を増額し、2億2,770万6,000円に、第2項・営業外費用は136万1,000円を増額し、2,755万1,000円に、第3項・簡易水道営業費用は17万9,000円を増額し、9,948万5,000円に、第4項・簡易水道営業外費用は15万円を増額し、2,465万4,000円にするものです。

(資本的収入)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,510万2,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予算額を次のとおり補正する。

収入、第1款・資本的収入は80万円を増額し、1億8,604万7,000円に、その内訳は第1項・負担金80万円を増額し、480万円にするものです

2ページをお願いいたします。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「6,704万9,000円」を「6,712万8,000円」に改める。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては10ページからの平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画説明書でご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款・水道事業収益216万5,000円を減額し、3億8,700万5,000円にするもので、その内訳は第1項・営業収益、第1目・給水収益107万5,000円の減額は上水道使用料の収入見込みによる減額です。第2目・その他営業収益34万1,000円



の減額は、収益的支出で計上しております、町水道の給水装置、工事用材料売却原価が4月から12月までの実績で、増額していることを踏まえ、給水装置、工事用材料売却収入の材料売却収益を9万1,000円増額したこと。設計審査及び工事検査手数料等が、4月から12月までの実績で減額していることを踏まえ、手数料を9,000円減額したこと。町水道加入分担金が4月から12月までの実績で減少していることを踏まえ、雑収益を42万3,000円減額したことによるものです。

第3項・簡易水道営業収益、第1目・給水収益143万4,000円の減額は、簡易水道使用料の収入見込みによる減額です。第2目・その他営業収益60万6,000円の増額は、収益的支出で計上しております、簡易水道の給水装置、工事用材料売却原価が上水道と同じく4月から12月までの実績で増額していることを踏まえ、給水装置、工事用材料売却収入の材料売却収益を15万9,000円増額したこと。設計審査及び工事検査手数料等が、4月から12月までの実績で増額していることを踏まえ、手数料を3万4,000円増額したこと。簡易水道加入分担金が4月から12月までの実績で増加していることを踏まえ、雑収益を41万3,000円増額したことによるものです。

第4項・簡易水道営業外収益、第1目・補助金7万9,000円の増額は、収益的支出で計上しております簡易水道企業債利子償還金の企業債利息が、起債の借り換えに伴い増額したことに伴いまして、国の繰出基準に基づき一般会計からの繰り出しをお願いするものです。なお、この費用につきましては、100%交付税算入されるものです。

11ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出ですが、第1款・水道事業費用は183万7,000円を増額して、3億7,968万2,000円にするものです。第1項・営業費用は上水道にかかる費用ですが、第6目・その他営業費用の14万7,000円の増額は、先に説明させていただきましたように、上水道の給水装置、工事用材料売却原価の実績で、増加していることを踏まえ、材料売却原価を増額するものです。

第2項・営業外費用、第2目・消費税の136万1,000円の増額は、精算予定に伴うものです。

第3項・簡易水道営業費用、第6目・その他営業費用の17万9,000円の増額は、これも先に説明させていただきましたように、簡易水道の給水装置、工事用材料売却原価の実績で、増加していることを踏まえ、材料売却原価を増額するものです。

第4項・簡易水道営業外費用、第1目・支払利息15万円の増額につきましても、先に説明させていただきましたように、簡易水道企業債、利子、償還金の企業債利息が起債の借り換えに

に伴い増加したことによるものです。

12ページをお願いいたします。資本的収入ですが、1款・資本的収入は80万円を増額し、1億8,604万7,000円にするもので、その内訳は第1項・負担金、第1目・負担金で消火栓設置工事において、消火栓2基が増加することに伴い、一般会計からの負担金の増額をお願いするものでございます。

以上、水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

---

**北村博司議長**

ここで、2時20分まで、休憩いたします。

(午後 2時 08分)

---

**北村博司議長**

それでは、休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 2時 20分)

---

**北村博司議長**

次に、議案第26号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

**工門利弘財政課長**

それでは、議案第26号 平成25年度紀北町一般会計当初予算の内容について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町一般会計予算

平成25年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億655万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、8ページをご覧ください。第2表 債務負担行為でございます。複写機賃貸借契約など、全部で8件でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。第3表 地方債でございます。限度額は過疎対策事業ほか合計10億3,920万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき歳入からご説明申し上げます。

12ページをご覧ください。第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は5億4,024万3,000円でございます。前年度と比較し2,785万7,000円の減額でございます。第2目・法人は1億1,669万2,000円でございます。前年度と比較し1,755万3,000円の増額でございます。

第2項及び第1目が固定資産税は6億2,041万5,000円でございます。前年度と比較し251万円増額でございます。

13ページをご覧ください。第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は1,578万

4,000円で、森林管理署、三重県及び企業庁からの交付金ですが、前年度と比較し11万7,000円の減額でございます。

第3項及び第1目ともに軽自動車税は3,783万9,000円で、前年度と比較し59万8,000円の減額でございます。

第4項及び第1目が、町たばこ税は1億4,216万3,000円で、前年度と比較し699万5,000円の増額ですが、税源移譲により県たばこ税が町に移譲されたことによる増額になったものでございます。

14ページの第2款・地方譲与税、第1項及び第1目が地方揮発油譲与税は2,000万円、第2項及び第1目が自動車重量譲与税は5,000万円で、双方ともに前年度と同額でございます。

15ページをご覧ください。第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は452万9,000円で、前年度と比較し130万7,000円の増額でございます。

第4款、第1項、第1目ともに、配当割交付金は314万2,000円で、前年度と比較し4万8,000円の増額でございます。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は92万3,000円で、前年度と比較し9,000円の増額でございます。

16ページの第6款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は1億5,000万円で、前年度と同額でございます。

第7款、第1項、第1目ともに自動車取得税交付金は3,200万円で、前年度と比較し1,500万円の増額となり、第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は470万円で、前年度に比べ630万円の減額となっておりますが、平成24年度におきましては、エコカー減税による減収分を地方特例交付金で見込んでいたことによる減でございます。

17ページをご覧ください。第9款、第1項、第1目ともに地方交付税は39億2,000万円でございます。このうち普通交付税は37億2,000万円、特別交付税は2億円でございます。合わせて前年度と比較し1億1,200万円、約2.8%の減でございます。

第10款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は210万円で、前年度と同額でございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第1目・総務費負担金は7万円で、三重県南部地域活性化基金事業市町負担金でございます。第2目・民生費負担金は9,394万5,000円でございますが、主なものとしては、私立保育所保育料負担金7,408万円、老人ホーム入所負担金の赤羽寮分1,133万9,000円でございます。第3目・衛生費負担金は三重県からの権限移

譲により新たに未熟児養育医療給付負担金を受け入れるものでございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は293万4,000円でございます。第2目・民生使用料は1万4,000円でございます。第3目・衛生使用料は889万8,000円で、主なものは19ページをご覧ください。一般廃棄物処理施設使用料432万円でございます。第4目・農林水産使用料は165万7,000円でございます。第5目・商工使用料は5,508万2,000円で、主なものとしては、古里温泉施設使用料の2,079万5,000円、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料の3,000万円でございます。第6目・土木使用料は5,335万円で、主なものは町営住宅使用料4,602万円でございます。第7目・教育使用料は697万2,000円で、主なものは20ページの説明欄に記載の幼稚園保育料369万6,000円でございます。

21ページをご覧ください。第2項・手数料、第1目・総務手数料は849万2,000円で、主なものとして戸籍手数料424万7,000円、住民票手数料176万5,000円でございます。第3目・衛生手数料は104万7,000円でございます。第4目・農林水産手数料は2万円でございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は4億6,974万9,000円で、主なものとしては、障害者自立支援給付費負担金1億7,306万8,000円、22ページの保育所運営費負担金1億2,190万9,000円、児童手当等負担金1億5,059万9,000円でございます。第2目・衛生費負担金は26万8,000円で、三重県からの権限移譲により新たに未熟児養育医療負担金を受け入れるためのものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金3,577万円は、市町村合併推進体制整備費補助金で、海山総合支所管理事業に充当いたします。第2目・民生費補助金は690万4,000円で、主なものは、障害者地域生活支援事業費等補助金640万4,000円でございます。第3目・衛生費補助金は914万4,000円で、主なものとしては、循環型社会形成推進交付金749万8,000円で、合併浄化槽設置整備事業とストックヤード建設事業に充当しております。第4目・農林水産業費補助金は1億9,600万円で海岸保全施設整備事業費補助金でございます。

23ページをご覧ください。第6目・土木費補助金は社会資本整備総合交付金の481万1,000円で、橋りょう寿命化修繕計画策定事業や木造住宅耐震診断補助事業等に充当いたします。第8目・教育費補助金は989万6,000円で、主なものとしては、理科教育等設備整備費補助金の小中学校あわせて450万円や、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金の393万3,000円でございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は3万1,000円でございます。

24ページの第2目・民生費委託金は445万1,000円で、主なものは国民年金事務委託金の436

万5,000円でございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は120万円で、特例処理事務交付金でございます。第2目・民生費負担金は3億57万4,000円で、主なものとしては、国民健康保険基盤安定事業費負担金5,706万6,000円、障害者介護給付費負担金8,533万円、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金5,332万5,000円、保育所運営費負担金6,095万4,000円、児童手当等負担金3,447万6,000円でございます。

25ページをご覧ください。第3目・衛生費負担金13万4,000円は、三重県からの権限移譲に新たに未熟児養育医療負担金を受け入れるためのものでございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は3,398万6,000円で、主なものは三重県市町村合併支援交付金3,170万円で、町有財産管理事業や消防団員活動事業等に充当いたします。第2目・民生費補助金は1億1,961万8,000円で、主なものとしては心身障害者医療費補助金3,474万5,000円、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金4,000万円、子ども医療費補助金1,851万7,000円でございます。

26ページの第3目・衛生費補助金は816万4,000円で、主なものとしては浄化槽設置促進事業補助金634万円や、健康増進事業費補助金100万7,000円でございます。第4目・農林水産業費補助金は1億8,428万4,000円で、主なものとしては、農地制度実施円滑化事業費補助金486万円、造林事業費補助金1,266万9,000円、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業補助金991万6,000円、市町営漁港海岸保全事業費補助金の1億3,720万円でございます。

27ページをご覧ください。第5目・商工費補助金は3,007万7,000円で、主なものは、緊急雇用創出事業臨時特例交付金2,628万1,000円で、国の雇用対策措置によるものがございます。第6目・土木費補助金は169万5,000円で木造住宅耐震関係補助金でございます。第7目・消防費補助金は2,653万1,000円で、地域減災力強化推進補助金でございます。第8目・教育費補助金は175万1,000円で、放課後子ども教室推進事業費補助金等でございます。第10目・電源立地地域対策交付金は1,199万4,000円で、嘱託職員賃金及び消防施設機械器具整備事業に充当いたします。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は4,523万8,000円で、主なものとしては、税務一般事務事業及び徴税賦課徴収事業に充当する県民税徴収取扱委託金2,510万9,000円のほか参議院議員選挙執行委託金の1,638万8,000円でございます。

第4目・農林水産業費委託金は183万円でございます。第6目・土木費委託金は1,658万7,000円で、主なものとしては、海岸清掃委託金640万円、江ノ浦橋管理委託金480万円ござ

います。

29ページをご覧ください。第7目・消防費委託金は131万円でございます。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は563万5,000円で、町有地貸付収入等でございます。

第2目・利子及び配当金の584万4,000円は、基金運用利息等でございます。

30ページの第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は200万円でございます。

第16款及び第1項は寄附金、第1目・総務費寄附金は100万円でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は1億7,700万円でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は2,915万9,000円で、キャンプinn海山施設整備及び観光振興推進事業の高速道路延伸関連に充当いたします。

31ページをご覧ください。第4目・福祉事業基金繰入金は313万5,000円で、老人福祉特別対策事業の長寿祝金と寝たきり老人等福祉保健手当に充当いたします。

第16目・災害援護資金償還事業基金繰入金は5,298万9,000円で、災害援護資金償還事業に充当します。

第17目・交通安全対策事業基金繰入金は393万7,000円で、交通安全対策事業等に充当いたします。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

32ページの第19款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は1,181万4,000円で、第2目・加算金は1,000円でございます。

第2項及び第1目が町預金利子は3,000円でございます。

33ページをご覧ください。第3項及び第1目が貸付金元利収入は6,111万8,000円で、奨学資金貸付金返還金が758万9,000円、災害援護資金貸付金返還金が5,352万9,000円でございます。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は3,409万5,000円で、老人ホーム入所者受託事業収入が612万3,000円、地域支援事業受託事業収入は2,797万2,000円でございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は431万5,000円でございます。

34ページの第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円でございます。

第6目・雑入は5,024万1,000円で、主なものとしては、三重県市町村職員互助会公益事業等助成金の600万円、35ページをご覧ください。オータムジャンボ配分金が598万6,000円、37ページをご覧ください。消防団員退職報償金510万円、一番下の行の宮川第二発電所周辺整備交付金

の977万1,000円などがございます。

38ページの第20款及び第1項が町債、第1目の総務債2億3,040万円のうち、地域振興基金債1億1,400万円は合併特例事業債で、地域振興基金の積み立てに充当いたします。過疎地域自立促進特別事業債は1億560万円で、過疎対策事業債の対象となるソフト事業としてCATV行政放送事業をはじめとする21事業に充当いたします。

第2目・民生債660万円は、合併特例債で紀北広域連合運営事業に充当いたします。

第3目・衛生債2,260万円は合併特例債で一般廃棄物施設ストックヤード建設事業に充当いたします。

第4目・農林水産業債8,190万円のうち農業債760万円は過疎対策事業債で、中山間地域総合整備事業及び小山浦農道整備事業に充当し水産業債7,430万円は合併特例債事業債で、海岸保全施設整備事業に充当いたします。

第6目・土木債1億7,970万円のうち、道路橋りょう債1億4,460万円は過疎対策事業債で、町道本地汐ノ津呂線道路舗装事業など18事業に充当し、39ページをご覧ください。河川施設債3,510万円は合併特例債で、準用河川小松原谷川河川改修事業債に充当いたします。第7目・消防債6,050万円のうち、避難路整備事業債1,400万円及び避難路誘導灯設置事業債470万円が合併特例債で、合計1,870万円、その他の4事業が過疎対策事業債で、合計4,180万円でございます。

第8目・教育債4,750万円は合併特例債で、海山グラウンド整備事業に充当いたします。

第10目・臨時財政対策債は4億1,000万円で、前年度と比較し1,000万円の増額でございます。

以上が歳入予算でございます。

引き続き、歳出予算をご説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

40ページをご覧ください。第1款、第1項、第1目ともに議会費は1億1,502万1,000円で、議会活動及び議会事務局運営事業費は8,839万円でございます。

42ページをご覧ください。第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、5億4,114万6,000円でございます。嘱託職員等賃金は3,980万9,000円で、社会保険料等共済費、事務補助員8名分の賃金でございます。総合住民情報システム運営事業は2,864万2,000円で総合住民情報システムの管理運営に要する経費でございます。

44ページをご覧ください。第2目・文書広報費は6,332万円で、一般広報・公聴事業費1,360万円は、広報きほくの発行及び県政だより、県議会だよりを含む配布手数料に要する経費で



ございます。CATV行政放送事業は2,001万4,000円で、行政放送番組ふるさと紀北町の番組の制作等に要する経費等でございます。文書取扱事業は1,870万円で、文書の処理、收受、発送及び複写機等の使用に要する経費でございます。

45ページをご覧ください。第3目・財政管理費は178万2,000円で、主に財務会計システム運営事業に要する経費でございます。第4目・会計管理費は106万円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は2億170万2,000円でございます。このうち庁舎管理事業2,880万円は、本庁舎や職員用パソコンの維持管理等に要する経費で、公用車管理事業1,263万2,000円は公用車の維持管理に要する経費でございます。また、基金管理事業1億2,783万5,000円は、基金の積立等に要する経費で、内訳としましては、合併特例事業債による地域振興基金積立金に1億2,000万円、ふるさと応援基金積立金及び地域づくり事業基金積立金にそれぞれ100万円、各種基金運用利息等積立金として583万5,000円を積み立てるものでございます。

第6目企画費は3,826万9,000円でございます。地方バス運行対策事業は1,531万5,000円で、紀伊長島区内の河合線及び尾鷲長島線の運行に要する経費のほか、公共交通空白地で自主運行バス試験運行等に要する経費でございます。高度情報化推進事業1,000万6,000円は、庁舎及び施設間のネットワーク管理経費でございます。

47ページをご覧ください。第7目・支所及び出張諸費は5,704万2,000円でございます。嘱託職員等賃金は4名分で788万2,000円、海山総合支所管理事業は4,836万5,000円で、海山総合支所庁舎の維持管理に要する経費でございますが、平成25年度は改修工事として3,577万円を含んでおります。

48ページの第8目・公平委員会費は4万7,000円で、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・生活安全推進費は387万1,000円で、防犯活動事業、交通安全対策推進事業等に要する経費でございます。

第11目・一般訴訟費は706万2,000円でございますが、水道関係訴訟事業の損害賠償請求事件及び教育関係訴訟事件の公金支出差止等請求事件に要する経費でございます。

第12目・諸費は711万円で、町税過誤納付による歳出還付金等でございます。

49ページをご覧ください。第13目・地域振興費は1,249万4,000円で、PR等地域の活性化を目的として紀勢自動車の三浦地内の休憩施設内に建設を予定する地域振興施設の整備に要する経費でございます。

50ページの第2項・町税費、第1目・税務総務費は9,429万3,000円でございます。嘱託職員等賃金は2名分の387万1,000円で、税務一般事務事業は2,219万9,000円でございます。

51ページをご覧ください。第2目・賦課徴収費は438万8,000円で、町税の賦課徴収に要する経費等でございます。

52ページの第3項及び第1目・戸籍住民基本台帳費は5,828万1,000円で、嘱託職員等賃金は4名分、753万6,000円、戸籍電算管理事業は1,039万2,000円などでございます。

54ページの第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は785万2,000円でございます。

第3目・町長選挙費は1,028万円で、任期満了に伴う町長選挙の執行にかかる経費でございます。

55ページをご覧ください。第7目・参議院議員選挙費は1,638万8,000円で、任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行に係る経費でございます。

57ページをご覧ください。第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は311万7,000円で、経済センサス調査等の指定統計調査にかかる受託事業でございます。

58ページの第6項及び第1目は監査委員費は73万円でございます。

59ページをご覧ください。第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は6億6,406万2,000円でございます。嘱託職員等賃金は2名分で381万2,000円でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金は1億5,466万1,000円で、内容としては、保険基盤安定分、職員給与費等の一般財源化分、財政安定化支援事業分、出産育児一時金などの一般会計からの繰出金でございます。紀北町社会福祉協議会助成事業費は4,433万9,000円で、紀北町社会福祉協議会への補助金でございます。紀北広域連合運営事業費は3億8,390万8,000円で、紀北広域連合への負担金等でございます。

60ページの第3目・身体障害者福祉費は4億7,584万2,000円でございます。心身障害者医療費助成事業費は7,049万8,000円で、心身障がい者の方への医療費助成でございます。障害者地域生活支援事業費は1,444万4,000円で、障がいを持つ方がその適正に応じ地域で自立した社会生活を営むことができるよう実施する事業に要する経費でございます。障害者介護・訓練等給付事業は3億4,184万4,000円で、障がいを持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

61ページをご覧ください。第4目・国民年金事務費は1,703万1,000円でございます。

63ページをご覧ください。第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億1,316万9,000円でございます。老人福祉特別対策事業・町単分の事業費は940万8,000円で、高齢者福

社大会など社会福祉協議会への委託料及び寝たきり老人等福祉保健手当等の経費でございます。配食サービス事業費は1,054万4,000円で、一人暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた食事を提供し、合わせて安否確認を行うための経費でございます。老人福祉施設措置事業は2,706万4,000円で、町外の養護老人ホーム入所者の措置に要する経費でございます。地域支援事業介護予防費は2,072万円で、高齢者が介護状態に陥ることなく健康に生活が送れるよう支援するための経費でございます。後期高齢者医療特別会計繰出金は3億8,350万円で、療養給付費町負担金、職員人件費及び事務費等に要する経費を一般会計から繰り出すものでございます。介護基盤緊急整備等特別対策事業4,000万円は、民間が経営する介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成事業で、64ページの介護施設開設準備経費助成等特別対策事業140万円は、民間が新設する小規模多機能型居宅介護事業所1件に対する助成でございます。第2目・養護老人ホーム費は8,382万円でございます。嘱託職員等賃金は8名分で1,796万7,000円でございます。老人ホーム管理運営事業は2,954万7,000円で、老人ホーム赤羽寮養護分の運営に要する経費でございます。

65ページをご覧ください。第3目・介護保険費は46万6,000円でございます。66ページの第4目・老人保健費は25万2,000円で、平成22年度をもって老人保健特別会計を廃止いたしましたが、それに伴う過年度分の経費でございます。

67ページをご覧ください。第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は2,840万5,000円でございます。子育て支援センター設置事業1,302万4,000円は、民間の子育て支援センターへの事業委託経費であり、放課後児童クラブ対策事業1,338万1,000円は、放課後の児童対策として平成22年度から引き続き取り組むものでございます。

第2目・保育所費は3億7,059万円でございます。嘱託職員等賃金は2名分で406万1,000円でございます。私立保育所保育対策事業費は1,244万円で、私立保育所の保育対策に要する経費でございます。児童保育事業3億4,163万4,000円は保育所児童保育の実施に要する経費で、町内の私立保育所7園に対して補助するものでございます。

68ページの第3目・児童措置費は2億1,987万3,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は5,201万5,000円でございます。一人親家庭等医療費助成事業で1,408万3,000円でございます。子ども医療費助成事業3,793万2,000円は、本年9月から中学校卒業までの子どもの入院についても無料となるよう、医療費助成範囲を拡大した金額でございます。

第5目・へき地保育所費3万9,000円は、赤羽保育所の管理に要する経費でございます。

69ページをご覧ください。第4項及び第1目は災害救助費1億651万8,000円は、災害援護資金償還に要する経費で、主なものとしては災害援護資金利子補給金補助が145万5,000円、県への償還金は5,135万5,000円、災害援護資金償還事業基金への積立金は5,353万円でございます。

70ページの第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億2,012万2,000円でございます。嘱託職員等賃金は3名分で645万6,000円でございます。地域保健共通事業2,038万8,000円は、保健衛生全般にかかる経費で、救急医療体制事業負担金1,752万9,000円等でございます。

71ページをご覧ください。第2目・予防費は7,750万3,000円でございます。予防接種事業は4,173万9,000円で、予防接種に要する経費でございます。本年度から新たに水痘、おたふく風邪及びロタウイルスのワクチン接種にも、一部助成いたします。母子健診事業は1,244万4,000円で、妊婦健診等の委託料などでございます。がん検診事業は1,558万3,000円で各種がん検診等に要する経費でございます。

72ページの第3目・環境衛生費は6,353万6,000円でございます。

火葬場及び霊柩車管理運営事業は3,704万2,000円で、主なものとしては、海山区の浄聖苑管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金でございます。浄化槽設置整備事業は2,130万円で合併処理浄化槽設置整備費補助金などでございます。

73ページをご覧ください。第4目・環境保全費は70万2,000円でございます。

74ページの第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億6,742万2,000円でございます。嘱託職員等賃金は1名分で201万9,000円でございます。

第2目・塵芥処理費は4億3,589万5,000円でございます。リサイクルセンター管理運営事業は3億1,496万5,000円で、紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターの施設管理費でございます。2箇所の施設管理の主な経費として燃料費、光熱水費、修繕料などの需用費が2億3,105万円、RDF引き取り等事業委託料が4,764万2,000円、施設の保守点検委託料が1,631万5,000円などでございます。ごみ収集処理事業は4,644万1,000円で、町内のごみ収集に要する経費でございます。主な経費はごみ収集運搬業務の委託料4,420万5,000円でございます。資源ごみリサイクル促進事業は2,573万7,000円で、各地区に設置した資源ごみステーションに出された資源ごみの回収及び処理等に要する経費でございます。主な経費は嘱託職員等賃金で1,637万9,000円、乾電池・使用済蛍光灯処理委託料200万円、資源ごみステーション増設工事150万円でございます。

75ページをご覧ください。環境衛生センター管理運営事業は1,184万円で、環境衛生センタ

一の管理運営に要する経費でございます。不燃物処理施設管理事業は、1,161万3,000円で不燃物処理場の維持管理に要する経費でございます。一般廃棄物施設（ストックヤード）建設事業は2,471万4,000円で、紀北町環境衛生センターの建設工事費2,373万7,000円と設計業務委託料97万7,000円でございます。

第3目・し尿処理費6,302万3,000円は、し尿処理場の管理運営に要する経費で、主な経費としては燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費などの需用費5,763万円でございます。

77ページをご覧ください。第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は4,625万6,000円で、繰出基準に基づく水道事業会計への繰出金でございます。

78ページの第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は795万6,000円で、農業委員会等の運営に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は4,741万9,000円でございます。農政総合企画事業は1,624万円で、農業の振興と総合企画に要する経費であり、主に東紀州農業共済事務組合負担金1,029万8,000円でございます。

79ページをご覧ください。人・農地プラン事業450万円は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等を解消するため新規就農者や農地集積を支援していく事業でございます。緊急雇用創出事業の地産地消ネットワーク構築事業304万9,000円は、地域産物を地域内で円滑に消費する仕組みを構築しようとする事業でございます。

80ページの第3目・農業振興費は68万5,000円でございます。

第5目・農地費は5,061万2,000円でございます。海岸環境整備事業は910万5,000円、一般土地改良事業は1,047万3,000円、土地改良施設維持管理適正化事業は845万5,000円、農地防災事業は1,292万7,000円などがございます。

82ページをご覧ください。第2項・林業費、第1目・林業総務費は3,250万5,000円で林業の総合的な企画運営に関する経費でございます。

第2目・林業振興費は1,571万9,000円で、主なものとしては、森林整備地域活動支援交付金事業577万8,000円、木造住宅新築促進奨励金交付事業に313万4,000円のほか、83ページの紀北町産材を利用して町内に住宅を建てた方に奨励金を交付する地域産材利用促進事業には542万2,000円となっております。

第3目・林業施設費2,150万7,000円は森林環境の適正化を図る森林環境創造事業に500万円、森林を再生させることにより野生鳥獣の生息する環境を改善し、農地や集落での獣害を低減する森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業に1,239万5,000円などがございます。

第4目・町有林造成費は6,987万7,000円でございます。町有林造成事業は5,633万7,000円で、町有林の保育、管理などに要する経費でございます。

84ページの第5目・分収造林費は420万6,000円でございます。

85ページをご覧ください。第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は1,614万7,000円で、水産総合企画事業が215万5,000円、島勝漁村センター管理事業が142万円などでございます。

86ページの第2目・水産業振興費1,474万9,000円は、漁業振興対策事業が589万8,000円、種苗放流の負担金等の水産資源増殖事業が470万4,000円などでございます。

第3目・漁港管理費は4億1,882万4,000円でございます。漁港管理事業722万4,000円は、漁港の維持管理経費で海野浦漁港係船環取替修繕工事で247万6,000円などでございます。海岸保全施設整備事業費は4億1,160万円で、三浦漁港及び矢口漁港の海岸保全施設改修のための経費でございます。

87ページをご覧ください。第6款及び第1項が商工費、第1目・商工総務費は4,969万円でございます。嘱託職員等賃金は3名分で597万円でございます。

第2目・商工業振興費は3,973万9,000円でございます。中小企業指導育成事業は1,162万円で、商工会の小規模経営改善普及事業費補助金のほか、ふれあい広場マンドロ、88ページの道の駅マンボウ及び道の駅海山の管理事業などがございます。

第3目・観光費は1億6,258万6,000円でございます。観光活性化対策事業は3,285万6,000円で、熊野古道などへの観光案内看板製作等の事業委託料が962万2,000円、備品購入費に170万円、熊野古道世界遺産登録10周年事業負担金200万円のほか、燈籠祭助成金、大白祭補助金、紀北町観光協会補助金など観光関係補助金等でございます。温泉施設管理運営事業は2,847万4,000円で古里温泉の管理運営に要する経費でございます。

紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業は3,939万1,000円は、キャンプinn 海山の管理運営に要する経費で、施設管理委託料は2,500万円でございます。

89ページをご覧ください。観光振興推進事業の高速道路延伸関連事業2,754万2,000円は、きほくラブめし決定戦の開催、インターン生による、きほくの魅力発掘事業、合宿等誘致受入事業など、紀北町観光協会への委託事業のほか、三重FM放送及び三重テレビ放送へのPRの番組製作委託などに要する経費でございます。

90ページの第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は9,649万2,000円で、嘱託職員等賃金は1名分で188万3,000円のほか土木事業推進及び管理関係事業でございます。

92ページをご覧ください。第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は1,457

万2,000円でございます。

第2目・道路橋りょう維持費は3,384万5,000円でございます。嘱託職員等賃金は2名分で540万5,000円でございます。町道道路維持補修事業は1,001万2,000円で、町道の維持補修に要する経費でございます。交通安全対策事業は1,432万8,000円で、町道の交通安全対策に要する経費でございます。

93ページをご覧ください。第3目・道路橋りょう新設改良費は1億6,614万円で、町道道路改良事業の町単分1億660万円は町単独の道路改良事業費に要する経費でございます。下排水路整備事業774万円は、下排水路の整備改修に、町道道路改良事業の舗装5,180万円は町道の舗装工事に要する経費でございます。

94ページの第3項・河川費、第1目・河川総務費は904万7,000円で、海岸環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は4,600万円で、河川改修及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は970万円で、急傾斜地崩壊対策事業の負担金でございます。

95ページをご覧ください。第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,336万1,000円で、港湾環境清掃業務委託事業が455万3,000円、江ノ浦橋管理委託事業が792万6,000円などがございます。第2目・港湾施設費の100万円は、平成25年度からの5年間で予定する江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

96ページの第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は1,243万7,000円でございます。

第2目・公園費は599万4,000円でございます。公園管理事業595万5,000円は、みどりの愛護のつどい実行委員会負担金500万円のほか、都市公園の管理にかかる経費でございます。第4目・高速道路関連費は14万円でございます。

97ページをご覧ください。第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は1,860万1,000円でございます。町営住宅の維持管理にかかる町営住宅管理事業1,233万4,000円のほか、木造住宅の耐震に関する経費620万1,000円などがございます。

98ページの第8款及び第1項が消防費、第1目が常備消防費は4億4,712万8,000円で、三重紀北消防組合負担金でございます。

第2目・非常備消防費は4,365万1,000円でございます。消防団出動事業の900万円は出動時の報酬でございます。消防団活動事業の242万4,000円は、消防団活動に要する経費でございます。消防団員活動事業の3,087万1,000円は、消防団員の報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は2,348万1,000円でございます。消防機械器具整備管理事業費は920万7,000円で、消防団車両、小型動力ポンプ、消防水利の維持管理に要する経費でございます。消防施設・機械器具整備事業1,285万8,000円は、消防団の小型動力ポンプ付積載車などの購入に要する経費でございます。

99ページをご覧ください。第4目・水防費は718万4,000円で、河川海岸水防対策事業に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は8,245万3,000円でございます。災害対策事業の987万円は、非常用備蓄品の購入や防災対策機器、施設の維持管理等、災害対策に要する経費でございます。防災行政無線管理事業の1,376万1,000円は、紀北町及び三重県防災行政無線の維持管理、全国瞬時警報システムにする要する経費でございます。自主防災組織対策事業1,216万7,000円の主なものとしては、自主防災会倉庫、町内5箇所に設置する経費として175万円、各自主防災会に配布する避難場所用テントの購入経費が543万9,000円のほか、昨年度に引き続き、交付する自主防災会活動補助金が460万円でございます。地震・津波災害避難路整備事業の4,290万円は、地震・津波避難路の整備と維持管理に要する経費でございます。

101ページをご覧ください。第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は68万円で、教育委員会運営事業に要する経費でございます。

第2目・事務局費は8,725万6,000円でございます。主に嘱託職員等賃金5名分の967万2,000円、教育委員事務局運営事業185万2,000円のほか、児童生徒スクールバス運行事業818万1,000円は、児童生徒を送迎するスクールバスの運行経費でございます。

102ページの第3目・教育振興費は217万7,000円で、紀北教育研究所運営事業費補助金など、教育の振興に関する各種補助金でございます。

第4目・奨学費は656万1,000円で奨学金貸与事業に要する経費でございます。

103ページをご覧ください。第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億2,619万6,000円でございます。嘱託職員等賃金は11名分で2,126万円でございます。小学校管理運営事業費は5,318万5,000円で小学校11校分の維持管理に要する経費でございます。特別支援学級児童介助教員設置事業は1,905万4,000円で、介助教員の配置に要する経費でございます。小学校校舎等施設営繕事業は1,808万4,000円で、主に小学校校舎の修繕、改修等に要する経費でございます。ALT事業費は894万9,000円で、外国人講師による児童生徒の英語学習に要する経費でございます。

104ページの第2目・教育振興費は2,809万円でございます。小学校教育活動振興助成事業費



は1,321万円で、小学校教育振興経費、校医報酬、児童・教員健康診断などに要する経費でございます。要保護及び準要保護児童就学援助事業は658万7,000円で、学用品費、給食費など対象児童に対して、さまざまな就学援助を行うものでございます。

105ページをご覧ください。第3項・中学校費、第1目・学校管理費は5,880万6,000円でございます。嘱託職員等賃金は4名分で775万円でございます。中学校管理運営事業費は2,906万円で、中学校4校分の維持管理に要する経費でございます。特別支援学級生徒介助教員設置事業は704万4,000円で介助教員の配置に要する経費でございます。中学校校舎等施設営繕事業は1,313万4,000円で、主に中学校校舎の修繕、改修等に要する経費でございます。

106ページの第2目・教育振興費は2,439万2,000円でございます。中学校教育活動振興助成事業は1,098万6,000円で、中学校4校の教育振興経費、校医報酬、生徒教員健康診断などに要する経費でございます。要保護及び準要保護生徒就学援助事業は、943万6,000円で、給食費、通学費など対象生徒に対してさまざまな就学援助を行うものでございます。

107ページをご覧ください。第4項及び第1目・幼稚園費は8,267万9,000円でございます。嘱託職員等賃金は5名分で1,053万3,000円でございます。幼稚園管理運営事業は1,408万9,000円で、幼稚園3園の管理運営に要する経費でございます。

109ページをご覧ください。第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は8,680万2,000円でございます。嘱託職員等賃金は13名分で2,557万4,000円でございます。文化振興事業は370万3,000円で、若者センター管理事業は562万3,000円でございます。放課後子ども教室推進事業は330万8,000円で、両区に設置しております、いきいき子ども学園に要する経費でございます。

110ページの第2目・公民館費は3,132万6,000円でございます。紀伊長島区公民館管理運営事業は1,764万2,000円で、東長島公民館など公民館7館の管理運営に要する経費でございます。海山区公民館管理運営事業は1,368万4,000円で、海山公民館など公民館5館の管理運営に要する経費でございます。

111ページをご覧ください。第3目・郷土資料館費は306万4,000円で、郷土資料館2館の管理運営に要する経費でございます。

112ページの第4目・文化財調査費は778万4,000円でございます。特別天然記念物カモンカ食害対策事業の590万円のほか、熊野古道関係事業148万1,000円は、熊野古道ウォーキングや古道の保全に要する経費などでございます。

113ページをご覧ください。第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は566万9,000円

で、社会体育団体活動費等助成事業195万円のほか、スポーツ交流推進事業315万3,000円は、スポーツ振興交流をより推進するための経費でございます。

第2目・給食施設費は、1億1,611万2,000円でございます。学校給食センター管理運営事業は5,003万3,000円で、海山区の小中学校、幼稚園の給食に要する経費で、給食施設管理運営事業4,028万5,000円は、紀伊長島区の小中学校、幼稚園の給食に要する経費でございます。

115ページをご覧ください。第3目・体育施設費は7,021万6,000円で、体育施設等の管理運営に要する経費でございます。

116ページの第11款及び第1項が公債費、第1目・元金は12億6,493万6,000円で、長期債償還元金でございます。

第2目・利子は1億5,857万円で、長期債償還利子及び一時借入金利子でございます。

117ページをご覧ください。第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

118ページから121ページまでは債務負担行為に関する調書でございます。

122ページと123ページは地方債現在高の見込みに関する調書でございますが、123ページの合計の欄をご覧ください。地方債残高は前々年度末現在高の欄の平成23年度末では118億9,458万6,000円で、前年度末現在高欄の平成24年度末見込みでは125億6,334万8,000円となっております。平成25年度中の起債借入見込額が10億3,920万円で、償還見込額が13億1,629万1,000円でございます。その結果、平成25年度末では122億8,625万7,000円となる見込みでございます。

次の124ページ以降は給与費明細書となっておりますが、まず124ページの特別職の表をご覧ください。

町長、副町長の給料月額はそれぞれ72万円、57万円で、年間所要額は給料1,548万円、期末手当560万6,000円、共済費374万2,000円となっており、合計2,482万8,000円でございます。

町議会議員は18人分で、報酬4,514万4,000円、期末手当1,384万5,000円、共済費2,269万1,000円となっており、合計8,168万円でございます。

その他の特別職は教育委員、選挙管理委員などの委員と消防団員等1,168人の報酬4,800万9,000円でございます。

125ページをご覧ください。一般職の職員数は前年度同様の181人でございます。給料は6億7,332万7,000円、職員手当3億4,198万2,000円、給与費の合計は10億1,530万9,000円でございます。共済費は2億3,133万1,000円で、合計12億4,664万円でございます。前年度と比較いた

しますと1,153万円の減額となりますが、その主な要因としては、退職した職員と新規採用職員との給与の差の減額でございます。

以上で、平成25年度紀北町一般会計予算のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第27号、第28号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

#### 世古雅則住民課長

それでは、議案第27号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億5,730万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、予算書の8ページご覧ください。

第1款・国民健康保険料、第1項・国民健康保険料、第1目の一般被保険者国民健康保険料

3億8,324万8,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料5,152万5,000円をそれぞれ計上しております。料率につきましては平成24年度と変わりなく据え置いております。

10ページをご覧ください。第3款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第1目・総務手数料1,000円は、保険料納付証明等の手数料、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促にかかる手数料でございます。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金は医療費に対する国の負担金4億9,076万5,000円でございます。第2目の高額医療費共同事業負担金につきましてはレセプト1件80万円を超えるものにつきまして、県下の市町の財政安定を図るため国保連合会において共同事業を行っておりますが、この拠出見込額に対する国の負担金1,652万9,000円でございます。第3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査にかかる国の基準単価による負担金406万3,000円でございます。

11ページをご覧ください。第4款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目の財政調整交付金につきましては普通調整交付金1億4,899万5,000円、特別調整交付金955万7,000円、合わせまして1億5,855万2,000円でございます。

第5款・療養給付費交付金、第1項・療養給付費交付金、第1目の療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金2億1,426万2,000円でございます。

第6款・前期高齢者交付金、第1項・前期高齢者交付金、第1目の前期高齢者交付金につきましては65歳から74歳までの被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金8億2,934万6,000円でございます。

12ページをお願いいたします。第7款・県支出金、第1項・県負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国の負担金と同様に国保連合会の共同事業で、拠出する額に対する県の負担金1,652万9,000円でございます。第2目・特定健康診査等負担金も国の負担金と同様、基準単価の3分の1の負担率による県の負担金406万3,000円でございます。

第7款・県支出金、第2項・県補助金、第2目の県財政調整交付金につきましては、地域普通調整交付金として7,788万4,000円、地域特別調整交付金として2,266万4,000円、合計1億54万8,000円でございます。

13ページをご覧ください。

第8款・共同事業交付金、第1項・共同事業交付金、第1目の高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト1件80万円以上の高額医療費にかかる国保連合会からの交付金、

6,612万円でございます。第2目・保険財政共同安定化事業交付金として2億4,956万4,000円を計上しておりますが、レセプト1件20万円以上80万円未満の医療費にかかる支払いに対して、財政の安定化を図るため県下の市町が共同して国保連合会において行う事業で拠出金を出し合っており、これを原資にして支払いの状況に応じて各市町に交付されるものでございます。

第9款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目・利子及び配当金につきましては、国民健康保険財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

14ページをご覧ください。第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、1億5,466万1,000円でございますが、一般会計からの法定分の繰り入れでございます。これは保険基盤安定繰入金で保険料軽減分にかかわるもの、職員給与費分などを繰り入れるものでございます。

15ページをご覧ください。第10款・繰入金、第2項・積立基金繰入金、第1目の積立基金繰入金につきましては、640万3,000円でございますが、財政調整のため財政調整基金を一部取り崩して歳入に充てるものでございます。

第11款・繰越金、第1項・繰越金、第1目の繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、平成24年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第12款・諸収入、第4項・雑入、第3目の一般被保険者第三者納付金100万円の次のページの第4目・退職被保険者等第三者納付金10万円は、それぞれ交通事故による損害賠償金にかかる納付金でございます。第5目・一般被保険者返納金、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円でございます。第7目・雑入では療養費等の支給にかかる国負担分1,000円とヘルスアップ事業の参加費1,000円を合わせまして2,000円でございます。

次に、歳出のほうをご説明させていただきます。

17ページをご覧ください。第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、3,832万9,000円でございますが、職員人件費として5名分の給料等3,229万3,000円、嘱託職員等賃金は事務補助員1名分の賃金193万9,000円、一般事務事業では409万7,000円でございますが、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料等でございます。

18ページをご覧ください。第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金95万4,000円でございますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業にかかる負担金等でございます。

19ページをお願いいたします。第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業512万円でございますが、保険料を徴収する相談員の賃金、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料等でございます。

20ページをご覧ください。第1款・総務費、第3項・運営協議会費、第1目の運営協議会費につきましては、昨年と同額の15万円を計上しておりますが、国民健康保険運営協議会運営事業の委員報酬でございます。

21ページをご覧ください。第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、交通事故にかかる第三者行為分100万円を含め15億6,009万6,000円でございます。第2目の退職被保険者等療養給付費につきましても、第三者行為分10万円を含めまして1億4,907万3,000円でございます。第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費といたしまして1,466万5,000円、第4目の退職被保険者療養費につきましても退職被保険者等の療養費102万7,000円でございます。第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料490万8,000円でございますが、国保連合会への診療報酬審査手数料等でございます。

22ページをご覧ください。第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目の一般被保険者高額療養費2億1,107万3,000円、第2目の退職被保険者等高額療養費2,691万2,000円につきましては、医療費が高額になった場合に、一部負担給付をするものでございます。第3目の一般被保険者高額介護合算療養費として100万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費30万円でございますが、医療保険分と介護保険分にかかる自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものでございます。

23ページをお願いいたします。第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金840万円は20件分を見込んだものでございます。第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険連合会を通して直接支払いをするための経費5,000円でございます。

24ページをご覧ください。第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費250万円は50件分を見込んだものでございます。

25ページをお願いいたします。第3款・後期高齢者支援金と、第1項・後期高齢者支援金等、第1目の後期高齢者支援金につきましては、2億6,110万5,000円でございますが、75歳以上の後期高齢者の医療給付に充てるため、社会保険診療報酬支払基金に支出するものでございます。第2目の後期高齢者関係事務費拠出金2万9,000円につきましても同様に、運営事務費として

支出するものでございます。

26ページをご覧ください。第4款・前期高齢者納付金等、第1項・前期高齢者納付金等、第1目・前期高齢者納付金につきましては47万4,000円でございますが、65歳から74歳の前期高齢者にかかる医療費を社会保険診療報酬支払基金へ納付するための納付金でございます。第2目の前期高齢者関係事務費拠出金2万7,000円につきましても、社会保険診療報酬支払基金に徴収事務費として拠出するものでございます。

27ページをお願いいたします。第5款・老人保健拠出金、第1項・老人保健拠出金、第1目の老人保健医療費拠出金28万5,000円でございますが、老人保健医療の対象者に対する療養給付費の拠出金で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものでございます。第2目の老人保健事務費拠出金1万9,000円も社会保険診療報酬支払基金に、徴収事務費として拠出するものでございます。

28ページをご覧ください。第6款・介護納付金、第1項・介護納付金、第1目の介護納付金は介護給付費納付金1億1,962万6,000円でございますが、介護保険の第2号被保険者にかかる割り当てられた保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

29ページをご覧ください。第7款・共同事業拠出金、第1項・共同事業拠出金、第1目の高額医療費共同事業医療費拠出金6,612万円でございますが、レセプト1件80万円以上の高額医療費の支払いのための共同事業で、三重県国民健康保険連合会から割り当てられた額を拠出するものでございます。第3目・その他共同事業事務費拠出金1,000円は、三重県国民健康保険団体連合会に対して、退職被保険者の資格の割り出しを行うための経費を拠出するものでございます。第4目・保険財政共同安定化事業拠出金2億4,956万4,000円でございますが、財政運営の安定化を図るための共同事業で、割り当てられた額を三重県国民健康保険団体連合会へ拠出するものでございます。

30ページをご覧ください。第8款・保健事業費、第1項・特定健康診査等事業費、第1目の特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者の方を対象に行う生活習慣病予防のための健診等にかかる電算事務委託料、健診委託料などの経費2,000万9,000円でございます。

31ページをご覧ください。第8款・保健事業費、第2項・保健事業費、第1目の保健衛生普及費358万9,000円は、国民健康保健事業として医療費通知にかかる経費、脳ドック検診委託料などの経費344万7,000円、国保ヘルスアップ事業の14万2,000円につきましては、生活習慣病の予防、改善のための運動指導講座の経費等でございます。

32ページをご覧ください。第9款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の積み立て利息でございます。

33ページをお願いします。第10款・公債費、第1項・公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

34ページをご覧ください。第11款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の150万円、第2目・退職被保険者等保険料還付金20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

35ページをお願いいたします。第13款・予備費、第1項・予備費、第1目の予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円でございます。

以上で、議案第27号 平成25年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

#### 世古雅則住民課長

続きまして、議案第28号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,147万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月5日提出



それでは、その内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書6ページをご覧ください。

第1款・後期高齢者医療保険料、第1項・後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料9,330万5,000円と、第2目の普通徴収保険料4,416万5,000円、合計1億3,747万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいたものでございます。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料は保険料督促にかかる手数料1,000円でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億1,239万9,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。第2目・保険基盤安定繰入金7,110万1,000円につきましては、保険料軽減分にかかわる繰入金でございます。

第6款・諸収入、第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金50万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に過誤が生じた際の還付金でございます。

次に、歳出につきまして、ご説明させていただきます。8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費924万8,000円につきましては、職員人件費として職員1名分911万7,000円、一般事務事業につきましては、関係法規の追録代と消耗品費13万1,000円でございます。。

9ページをご覧ください。第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目の徴収費55万9,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収にかかる保険料を徴収するための経費でございます。

10ページをご覧ください。第2款・後期高齢者医療広域連合納付金、第1項・後期高齢者医療広域連合納付金、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金5億1,116万4,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものでございます。

11ページをご覧ください。第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金50万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等にかかる被保険者への還付金として歳入と同額を計上しております。

以上で、議案第28号 平成25年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただ

きます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

---

**北村博司議長**

ここでテープ交換のため3時40分まで休憩とします。

(午後 3時 29分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

(午後 3時 40分)

---

**北村博司議長**

次に、議案第29号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

**大谷眞吾福祉保健課長**

それでは、議案第29号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,349万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。6ページをお願いいたします。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入は1億6,664万3,000円であります。第1目・居宅介護サービス費収入461万7,000円は、第1節・短期入所生活介護費収入でありまして、居宅介護サービス費の保険者収入が376万7,000円、利用者収入が85万円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は1億6,202万6,000円でありまして、第1節・施設介護サービス費収入で、保険者収入が1億3,957万4,000円、利用者収入が2,245万2,000円であります。

第4款・寄附金、第1項・寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は1,000円であります。

続きまして7ページをお願いいたします。第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金の553万9,000円でございます。

第6款・繰越金、第1項・繰越金、第1目・繰越金は、歳計剰余金1,000円でございます。

続きまして、8ページをお願いします。第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入につきましては、要介護認定調査受託事業収入の1,000円であります。第2項・雑入、第1目・雑入につきましては40万7,000円でありまして、嘱託職員等雇用保険料、介護実習受入手数料、自動販売機設置手数料、選挙にかかる不在者投票事務経費でございます。

続きまして9ページをお願いします。第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は90万円でありまして、広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担金の補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。10ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は1億6,837万3,000円です。内容につきましては職員人件費が正職員12名分で8,100万9,000円です。嘱託職員等賃金につきましては19名分で4,691万2,000円です。

次に、老人ホーム管理運営事業は4,016万6,000円でありまして、管理運営費の主なものとしたしましては、嘱託医報酬ほか373万2,000円、次に11ページをお願いいたします。消耗品費、光熱水費、賄材料費などの需用費が2,441万9,000円のうち2,424万8,000円です。事業委託料、保守点検、検査等委託料が201万1,000円、寝具借上料などの使用料及び賃借料が159万2,000円、特殊浴槽改修工事の工事請負費が553万9,000円、温冷配膳車などの備品購入費が191万7,000円です。利用者育成事業といたしまして、家族交流会、夏祭り、クリスマス会

等にかかる需用費、扶助費等の執行経費が28万6,000円であります。

続きまして、13ページをお願いいたします。第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は507万5,000円で、短期入所生活介護にかかる経費であります。

続きまして、14ページをお願いします。第4款・公債費、第1項・公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円であります。

以上で、平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

#### 北村博司議長

次に、議案第30号についての内容説明を求めます。

上ノ坊水道課長補佐。

#### 上ノ坊健二水道課長補佐

平成25年度紀北町水道事業会計予算について、説明させていただきます。

議案第30号 平成25年度紀北町水道事業会計予算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

(総則) 第1条 平成25年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	9,507戸
(2)	年間総給水量	232万7,469立方メートル
(3)	一日平均給水量	6,377立方メートル
(4)	主な建設改良事業	
	江ノ浦地区配水管布設替工事	2,256万1,000円
	紅ヶ平浄水場設備更新工事	1,200万円
	地方公営企業改正制度改正に伴うシステム更新事業	1,491万6,000円
	中桐・前山間バイパス配水管布設工事(第2工区)	1,656万円
	三浦地区送・配水管布設替工事	1,080万円
	馬瀬地区配水管布設替工事	1,600万円
	船津地区配水管布設替工事	1,600万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	第1款	水道事業収益	3億8,524万1,000円
	第1項	営業収益	2億6,186万9,000円
	第2項	営業外収益	49万9,000円
	第3項	簡易水道営業収益	1億1,132万9,000円
	第4項	簡易水道営業外収益	1,154万4,000円
支出	第1款	水道事業費用	3億7,442万9,000円
	第1項	営業費用	2億3,015万4,000円
	第2項	営業外費用	1,927万7,000円
	第3項	簡易水道営業費用	1億253万1,000円
	第4項	簡易水道営業外費用	2,215万5,000円
	第5項	特別損失	31万2,000円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,959万7,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）

収入	第1款	資本的収入	1億163万1,000円
	第1項	負担金	480万円
	第2項	補助金	3,443万1,000円
	第3項	企業債	6,240万円
支出	第1款	資本的支出	3億122万8,000円
	第1項	建設改良費	1億5,649万7,000円
	第2項	企業債償還金	1億4,473万1,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額は簡易水道事業債3,140万円、過疎対策事業債3,100万円、計6,240万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,952万円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,625万6,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800万円と定める。

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、24ページからの予算実施計画説明書で、説明させていただきます。

24ページをお願いします。

収益的収入及び支出であります。まず収入ですが、第1款、第1項、第1目の給水収益は2億5,847万5,000円であります。

内容につきましては、紀伊長島区と海山区の上水道の使用料で、紀伊長島区は1億6,710万2,000円、海山区は9,137万3,000円を見込んでいます。

第2目・その他営業収益は339万4,000円であります。これは給水装置工事用材料売却収益で58万8,000円、設計審査及び工事検査手数料で7万6,000円、上水道の加入分担金については、過去3カ年の実績を基に16件の加入を予定しており、88万2,000円を計上しております。また、25年度から海山区の銚子川の伏流水をくみ上げまして、500ミリリットルのペットボトルにボトルリングしたボトルウォーター2万4,000本の製造販売に着手させていただきたいので計上しております。目的としましては、紀北町の水のおいしさのPRや、水道水源の保全の啓発はもとより、災害用備蓄や観光面でのPRなどにも役立てたいと考えています。このことから、予算としましては、ペットボトル2万4,000本のうち2万2,000本を一般会計のほうで買っていただくということで、184万8,000円をその他営業収益の材料売却収益として計上しています。

次に、第2項、第1目の受取利息及び配当金は9万6,000円で、これは定期預金の利息であります。第2目・雑収益は12万2,000円であります。その主なものとしましては土地貸付料12万1,000円であります。第3目・補助金は28万1,000円であります。これは上水道企業債利子にかかる一般会計補助金であります。

25ページをお願いいたします。次に第3項、第1目の給水収益は1億1,060万4,000円であります。これは簡易水道の水道使用料で、紀伊長島区3,238万4,000円、海山区7,822万円であります。第2目・その他営業収益は72万5,000円であります。その、主なものとしましては給水工事用材料売却収入32万6,000円、簡易水道加入分担金7件分の37万8,000円であります。

次に、第4項、第1目の補助金1,154万4,000円であります。これは簡易水道企業債償還利子にかかる一般会計補助金であります。

26ページをお願いいたします。次に支出であります。

第1款、第1項、第1目の原水及浄水費は2,665万9,000円であります。内容につきましては上水道の原水及び浄水設備の維持管理に要する費用を計上しています。主なものとしましては、原水及び処理水の水質検査委託料ほか368万円、水源地等の施設修繕代100万円、水源地及び浄水場の電気代1,974万8,000円、薬品費の塩素133万1,000円、あと先に説明させていただきましたボトルウォーターの水道課保有分として、ペットボトル製造原価2,000本の13万8,000円であります。

第2目・配水及給水費は1,541万8,000円であります。内容につきましては、浄水施設のほか配水池、配水管、送水管の維持管理等に要する経費を計上しております。主なものとしましては、27ページになりますが、修繕料の763万5,000円は量水器取替工事897戸分、313万1,000円と、給配水管等の修繕代450万4,000円で、動力費の221万9,000円は加圧ポンプ所等の電気代で、材料費397万2,000円は取替量水器1,003戸分の購入費307万2,000円と、修繕材料代90万円であります。

次に、第3目・総係費は9,681万5,000円であります。内容につきましては、上水道の水道料金の調定、収納事務のほか、事業活動全般に関する経費を計上しております。主なものとしましては、水道水源保護審議会委員13人の報酬26万円、職員10名分の給与費7,896万、嘱託職員2名分の賃金390万7,000円、28ページになりますが、委託料720万6,000円、賃借料107万2,000円などであります。委託料の主なものは紀北町上水道管理システムデータ更新委託料156万5,000円、検針業務委託料366万7,000円、集金業務委託料96万6,000円、水道料金システム業務委託料90万5,000円などあります。賃借料の主なものは水道企業会計システム電算機器使用

料83万9,000円などであります。

第4目の減価償却費は8,703万円であります。

第5目の資産減耗費は232万9,000円であります。

第6目のその他営業費用は190万3,000円であります。これは指定工事店などへの材料売却に伴う原価で39万4,000円とペットボトルの製造原価2万2,000本の150万9,000円であります。

続いて、29ページをお願いいたします。第2項・営業外費用の第1目の支払利息は1,461万2,000円で、主なものとしまして上水道の企業債利子償還金であります。

第2目の消費税は466万4,000円であります。

第3目の雑支出は1,000円であります。

次に、第3項の簡易水道営業費用1億253万1,000円につきましては、簡易水道事業にかかる経費であります。第1目・原水及浄水費は2,155万9,000円であります。内容につきましては、簡易水道の原水及び浄水施設の維持管理に要する経費を計上しています。主なものとしましては、原水及び処理水の水質検査などの委託料640万円、水源地の施設修繕費100万円、水源地の電気代1,285万4,000円、薬品費60万6,000円などであります。

30ページをお願いいたします。第2目の配水及給水費は1,125万6,000円あります。主なものとしましては通信運搬費で11回線の専用電話料金141万8,000円、修繕費666万3,000円は量水器627戸の取替工事費211万7,000円、配水管修繕400万円などです。材料代277万円は、取替量水器671戸の購入費187万円と、修繕材料代90万円あります。

次に、第3目・総係費は1,228万4,000円あります。内容につきましては、簡易水道の水道料金の計算、収納等の事務にかかる簡易水道全般の経費を計上しております。主なものとしましては、職員1名分の給与費839万9,000円のほか、委託料238万6,000円あります。委託料の主なものは検針業務委託料156万1,000円、集金業務委託料43万7,000円、簡易水道料金システム業務委託料38万8,000円あります。

31ページをお願いいたします。第4目・減価償却費4,989万9,000円あります。

第5目・資産減耗費726万1,000円あります。

第6目・その他営業費用は27万2,000円あります。これは指定工事店への材料売却に伴う売却原価であります。

次に、第4項・簡易水道営業外費用、第1目の支払利息は2,215万5,000円で、これは簡易水道企業債利子償還金であります。

第5項・特別損失、第1目・過年度損益修正損は31万2,000円あります。これは過誤納等



による過年度分の水道料金の歳出還付金であります。

32ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。

まず収入ですが、第1款、第1項、第1目の負担金は480万円であります。これは消火栓設置12箇所の一般会計からの工事負担金であります。

次に、第2項、第1目の補助金は3,443万1,000円で、これは簡易水道企業債償還元金にかかる一般会計補助金であります。

次に、第3項、第1目・企業債は6,240万円で、これは簡易水道配水管布設替工事にかかる企業債借入金で、簡易水道事業債3,140万円と、過疎対策事業債3,100万円であります。

33ページをお願いいたします。

次に、支出であります。第1款、第1項、第1目・上水道改良費は3,506万1,000円です。内容につきましては、高速道路建設工事等に伴う配水管支障移転工事実施設計業務250万円、上水道配水管布設替・支障移転工事1,000万円、江ノ浦地区配水管布設替工事2,256万1,000円です。

第2目・固定資産購入費は3,492万6,000円です。内容につきましては、機械及装置購入費3,462万6,000円は、紅ヶ平浄水場設備更新工事1,200万円、平成26年度から適用される新地方公営企業会計制度にむけた会計システムの更新が必要ということで1,491万6,000円、自動車3台の購入費421万8,000円、赤羽簡易水道2号送水ポンプ取替工事120万円、中里浄水場1号送水ポンプ取替工事126万3,000円、鉄管ケーブル探知機102万9,000円です。工具器具備品購入費30万円は、水道課で使用する工具費です。

第3目・簡易水道改良費は8,651万円です。内容は、委託料1,215万円で、高速道路建設工事等に伴う配水管支障移転工事実施設計委託業務250万円、老朽管布設替工事に伴う設計委託業務750万円、下河内配水池耐震診断業務215万円、工事請負費7,436万円は簡易水道配水管布設替・支障移転工事で1,500万円、24年度に引き続き実施する中桐・前山間バイパス配水管布設工事、第2工区として1,656万円、三浦地区送・配水管布設替工事1,080万円、馬瀬地区配水管布設替工事1,600万円、船津地区配水管布設替工事1,600万円です。いずれも漏水等で問題の多いエリアでの配水管布設替工事を予算計上しております。

34ページをお願いいたします。第2項、第1目の企業債償還元金は1億4,473万1,000円で、上水道事業分が8,243万5,000円、簡易水道事業分が6,229万6,000円です。

以上で、平成25年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

## 北村博司議長

次に、議案第31号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

## 武岡芳樹農林水産課長

それでは、議案第31号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の106ページをお願いいたします。

議案第31号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

### 記

1. 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成23年度分）
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 (変更前) 2億3,438万6,000円  
うち三浦漁港海岸分 1億8,900万円  
うち矢口漁港海岸分 4,538万6,000円  
(変更後) 2億3,438万4,750円  
うち三浦漁港海岸分 1億8,899万9,400円  
うち矢口漁港海岸分 4,538万5,350円
4. 契約の相手方 津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 鈴木英敬

平成25年3月5日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、国及び県補助金の精算に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

それでは、内容についてご説明させていただきます。まず最初に、今回、提案させていただいております変更契約につきましては、国及び県補助金の精算に伴い、三重県との平成23年度分の委託事業契約の金額が変更となるため、議会の議決が必要となったことによるものでご

ございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。107ページをお願いいたします。

平成23年度分における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変更後の対照表でございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸いずれも国県補助金の端数処理に伴う精算によるものでございます。三浦漁港海岸事業費につきましては、変更前が1億8,000万円、変更後が1億7,999万9,400円となり、600円の減額でございます。矢口漁港海岸事業費につきましては、変更前が4,322万6,000円、変更後が4,322万5,350円となり、650円の減額でございます。事務費につきましては変更がございません。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前2億3,438万6,000円、変更後2億3,438万4,750円となり1,250円の減額となり、この金額により三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表、事業概要の変更前、変更後の対照表でございます。三浦漁港海岸につきましては、平成23年度繰越分で、堤防本体工事を進めてございます。測量業務、地質調査業務、設計業務等につきましては、いずれも精算に伴う変更でございます。

続きまして、矢口漁港海岸でございます。矢口漁港海岸につきましては、平成23年度分では調査費のみの計上でございます。測量業務、地質調査業務、設計業務いずれも精算に伴う変更でございます。

施工期間につきましては、平成23年9月28日から平成25年3月29日までとしてございます。

続きまして、108ページをお願いいたします。三浦漁港海岸の平面図でございます。図面中程の海野漁協三浦支所、全面部分の基礎工90mを行うものでございまして、その左側の75m部分の鋼矢板材料の購入まで行ったものでございます。

続きまして、109ページをお願いいたします。平成23年度分で施工する部分は、赤色で着色してございます、鋼矢板部分でございます。残りの矢板、堤防本体工事は、平成24年度繰越分以降で施工する予定で作業を進めているところでございます。

続きまして、110ページをお願いいたします。矢口漁港海岸の平面図でございます。矢口漁港海岸につきましては、平成23年度分では工事部分はございませんが、平成24年度分において図面向かって右側の町営住宅矢口白越団地前の部分、約90mを予定してございます。

議案第31号についてのご説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**北村博司議長**

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑につきましては、第2日目、3月6日の本会議で行うことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑につきましては、第2日、3月6日、水曜日の本会議で行うことに決定いたしました。

---

### 日程第37

#### 北村博司議長

次に、日程第37 請願案件を議題といたします。

お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、請願1件を受理することとし、別紙文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

谷事務局長。

#### 谷吉希議会事務局長

それでは、請願案件の朗読をさせていただきます。

平成25年3月紀北町議会定例会

平成25年3月5日

請願文書表

受理番号 請願第1号

受理年月日 平成25年2月21日

件名 沖防波堤設置を求める請願書

請願の趣旨 東日本大震災を教訓に、東海地震、東南海・南海地震、これらが連動して発生する可能性が指摘されています。巨大地震等の災害を想定した沖防波堤設置の充実を行うよう決議いただき、県・国への関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

請願者の住所及び氏名 紀伊長島区漁業者 石倉實 外5名

紀伊長島区自治会会長 田中安裕

紀伊長島区自主防災会会長 中村實

紀伊長島区老人会会長 中野公郎

紹介議員氏名 東貴雄、平野倅規、東清剛

付託委員会 産業建設常任委員会

以上でございます。

#### 北村博司議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理いたしました請願につきましては、別紙文書表のとおり所管の委員会に付託することになりますので、ご報告を申し上げます。

---

#### 北村博司議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、一般質問通告書の締め切りは、明日、6日の午後1時です。締め切り時間につきましては十分注意をしていただき、できるだけ早めに、しかも詳しくご提出くださりますようお願い申し上げます。

---

#### 北村博司議長

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時 16分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 25 年 6 月 11 日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 東 貴雄